

令和6年版

東松島市のかんきょう

「東松島市環境白書」

～ 令和5年度調査報告書～

令和7年3月

東 松 島 市

— 目 次 —

第1章 市の概要

- 1. 市の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2. 東松島市環境基本計画・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2章 「共生」 人と自然が共に生きるまち

- 1. 身近で良好な自然環境創出・・・・・・・・・・・・ 11

第3章 「参画」 環境保全及び創造の推進

暮らしやすい安全な生活環境

- 1. 水 質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2. 騒 音・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

第4章 「循環」 持続可能な循環型社会の構築

- 1. 廃棄物発生予測と現状・・・・・・・・・・・・・・ 31

第5章 資 料

- 1. 環境苦情調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 2. 各種測定データ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 3. 環境基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
- 4. 用語の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67

第1章

市の概要

1. 市の概要

(1) 位置と地勢

東松島市は、宮城県東部に位置し、仙台市から北東に約 35km の距離にあり、東に石巻市、西に松島町、北に美里町と接し、南側は太平洋に面しています。

面積は 101.30km で、気候は年間平均気温が約 12.5℃、年間降水量約 1,100mm で降雪も少なく、東北地方では比較的温暖で、風雨の少ない地域です。

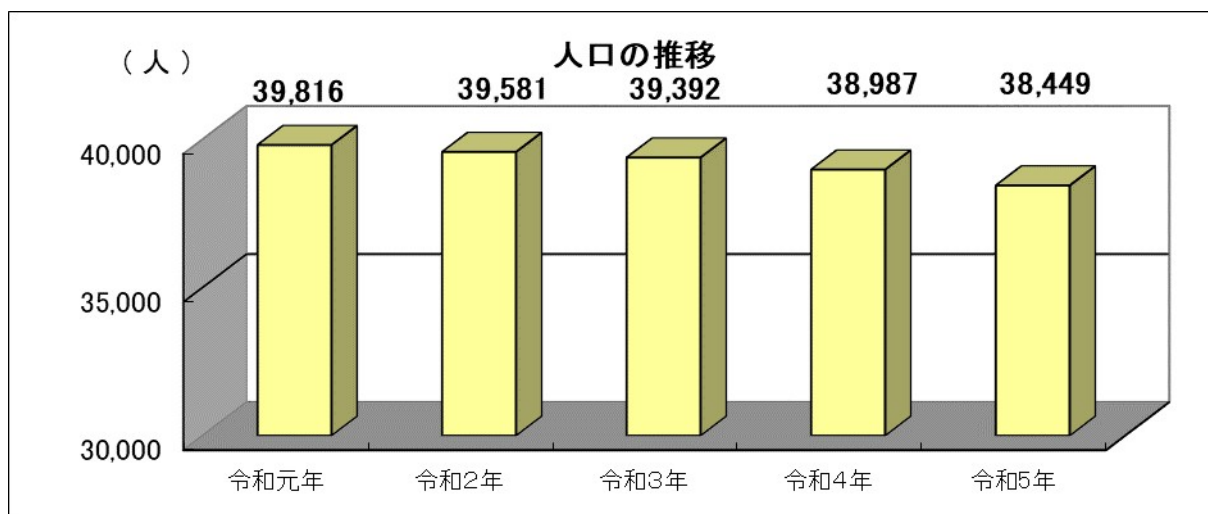
市域の東部は、肥沃な田園が広がる平坦な地形、中央部には四方を一望できる桜の名所「滝山」を中心とする丘陵地。

西部は、一級河川鳴瀬川・吉田川が太平洋に注ぐとともに、南西部には風光明媚な日本三景「松島」を有し、変化に富んだ美しい自然環境を有する市です。



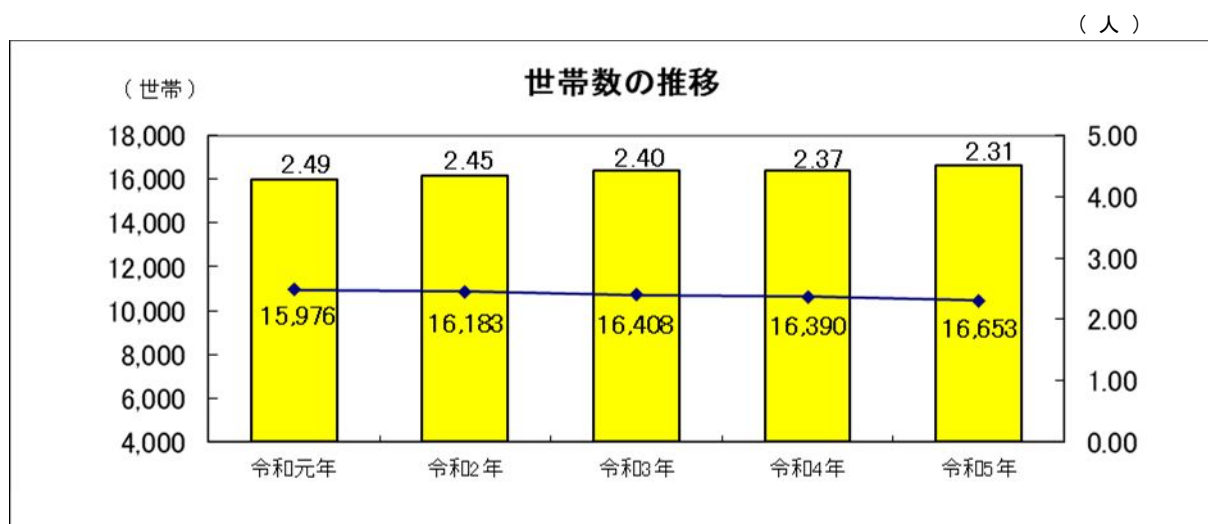
(2) 人口・世帯数

本市の人口は、38,449 人（令和 5 年 10 月 1 日現在の市住民基本台帳人口）で前年同期と比較し 538 人の減となりました。東日本大震災以降人口減少し過去 5 年間の推移では、令和元年度以降 4 万人を下回り、減少傾向が続いています。



資料：市住民基本台帳

本市の世帯数は、16,653 世帯（令和 5 年 10 月 1 日現在）で、前年同期より 263 世帯の増加となっています。人口が減少し世帯数は増加傾向で推移しており、一世帯当たり 2.31 人です。



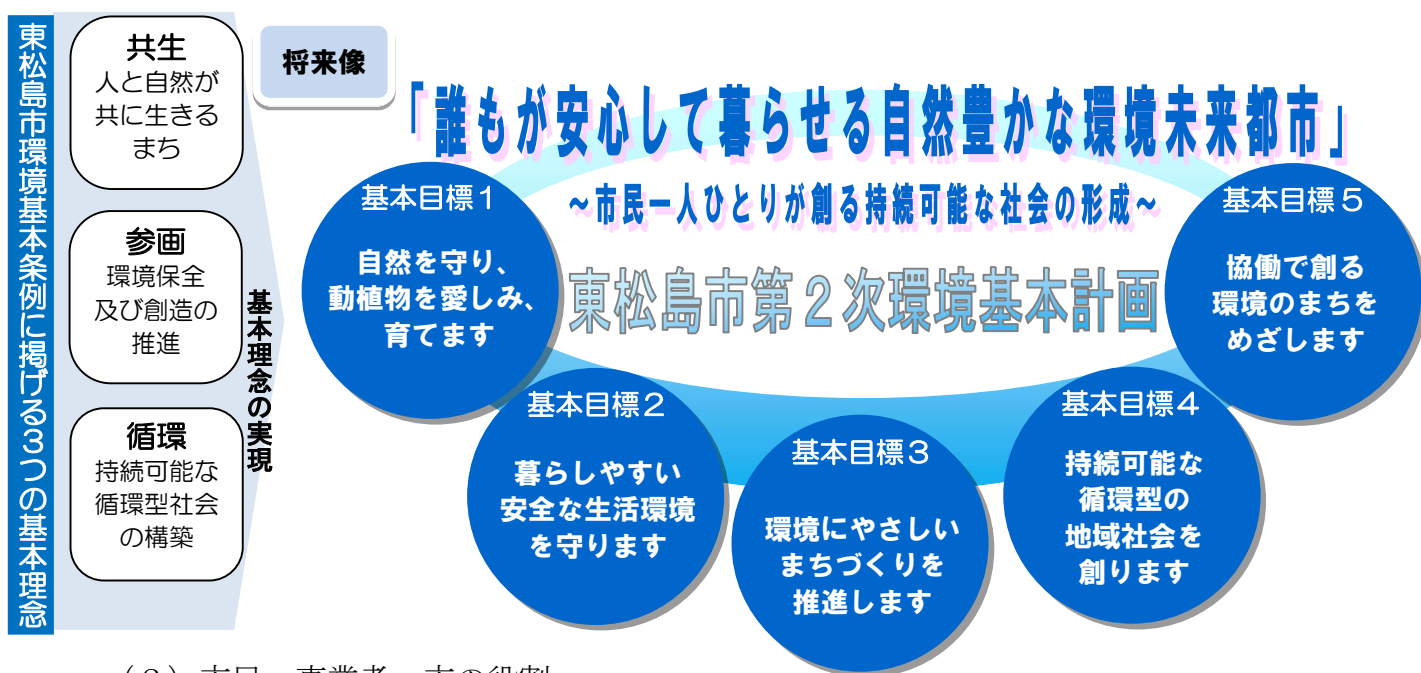
2. 東松島市第2次環境基本計画

東松島市第2次環境基本計画は、当初計画（平成19年3月策定）に続く計画であり、計画期間は平成29年度から令和8年度までの10年間です。

この計画は、前計画と同様に「東松島市環境基本条例」の理念の実現をめざし、環境の保全と創造に関する政策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。

また、「東松島市総合計画」などの各種計画と整合性を図りながら、市民・事業者・市が環境の保全と創造に取り組むための将来像や目標、連携、協働のあり方などの方向性を示すものです。

（1）環境基本計画の体系



（2）市民・事業者・市の役割

○市民の責務

- ・その日常生活において、資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。
- ・環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する政策に協力しなければならない。

○事業者の責務

- ・その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境の保全のために、必要な対策を講じなければならない。
- ・その事業活動に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷の低減その他環境保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する政策に努力しなければならない。

○市の責務

- ・環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な政策を推進しなければならない。

◆ 具体的な施策（計画の体系）

5つの基本目標を達成するために、施策の方向ごとに具体的な施策を定めています。



基本目標

施策の方向

具体的施策

基本目標3 環境にやさしいまちづくりを推進します

施策の方向1
環境負荷の少ない
まちづくりを推進
します

- 温室効果ガスの排出抑制を推進します。
- オゾン層の保護を推進します。
- 自立的・分散型エネルギー社会
づくりを推進します。



施策の方向2
身近に良好な自然
環境等を創ります

- 生活環境の美化や緑化に努めます。
- 市街地における緑の保全、創
出を推進します。
- 歴史的・文化的環境の保全に
努めます。



小学生による美化活動

施策の方向3
気候変動の影響に
適応できるまちづ
くりを努めます

- 温暖化によって増える恐れのある災害等への対応
に努めます。
- 生態系や人間社会への対応に努めます。
- 健康被害に対する対応に努めます。

基本目標4 持続可能な循環型の地 域社会を創ります

施策の方向1
持続可能な循環型
の地域社会を形成
します

- 資源循環型社会の形成
を推進します。
- 廃棄物の適正処理を推
進します。
- グリーン購入を推進します。



基本目標5 協働で創る環境のまちをめ ざります

施策の方向1
環境教育・環境学
習・環境情報の充
実に努めます

- 小中学生等に対する環境教育の充実を図ります。
- 市民・事業者等の環境学習の充実を図ります。
- 環境情報の共有化を図ります。

施策の方向2
市民などの環境活
動の支援・人材育
成に努めます

- 市民・事業者・自然保護団体等の環境活動等への
支援に努めます。
- 市民・事業者・行政の交流機会づくりに努めます。

第2章

「共生」

人と自然が共に生きるまち

東松島市第2次環境基本計画

「基本目標 1」自然を守り、動植物を愛しみ、育てます

身近で良好な自然環境創出

自然は、私たちの生活に「うるおい」や「やすらぎ」を与えてくれます。

自然とふれあい、共に暮らせる喜びを感じられるよう、生活環境と自然環境の調和が求められています。海や河川等の水辺が豊かな本市にとって、都市公園の整備・事業所周辺の緑化とともに人と自然がふれあえる環境の保全も重要です。

花の香るまちづくり事業

市民が身近に自然とふれあい「うるおいのある自然環境を創る」ための緑化活動の一環として、花いっぱい運動や国道沿線のフラワーロード事業などの活動は、身近な自然環境の創造として大変有効な事業です。



市民による花の植栽

◇令和 5 年度事業実績

自治体組織名	植栽場所	植栽本数等(本)	事業参加 人数(人)
矢本ひがしネットワーク コミュニティ	国道 45 号花壇 コミセン西脇市道	マリーゴールド 3,000 マリーゴールドミニ 2,340 日々草 2,480	1,350
矢本西コミュニティ 協議会	県道矢本河南線花壇 矢本西市民センター	サルビア 12,760 マリーゴールド 360 マリーゴールドミニ 2,520	898
大曲まちづくり協議会	国道 45 号花壇 大曲市民センター	日々草 1,296 ベゴニア 120 ダカンドラ 96	649
赤井地区自治協議会	国道 45 号花壇 各地区センター花壇	サルビア 2,940 マリーゴールド 1,760	375
大塩自治協議会	大塩小学校前花壇 大塩市民センター	サルビア 3,800 マリーゴールド 1,690 マツバギク 50	561
小野地域まちづくり 協議会	国道 45 号花壇 各地区花壇	マリーゴールド 10,700	1,140
野蒜まちづくり協議会	野蒜市民センター 周辺	マリーゴールド 200 サルビア 100 ベゴニア 100 その他 800	491
宮戸コミュニティ 推進協議会	宮戸地区県道花壇 各地域内花壇	日々草 1,800	337

【資料：各市民センター花の香るまちづくり事業実績報告】

第3章

「参 画」

環境保全及び創造の推進

東松島市第2次環境基本計画

「基本目標 2」暮らしやすい安全な生活環境を守ります

1. 水 質

本市は、松島湾と石巻湾に面し、一級河川鳴瀬川、吉田川が流れ、良好な漁場を形成しています。

海や川には、汚れをきれいにする自然の働き（自浄作用）がありますが、工場・事業所や家庭から排出される汚水が、その自浄作用の限界を超えると、海や川は汚れていきます。

美しく恵み豊かな水環境を保全するには、海域、河川はもとより農業ため池なども一体のものとして捉え、山林の整備や生活排水・事業所排水等による汚濁負荷低減のための対策を図っていく必要があります。

市では、毎年、公共用水域における水質検査を実施しており、その概要は以下に示します。

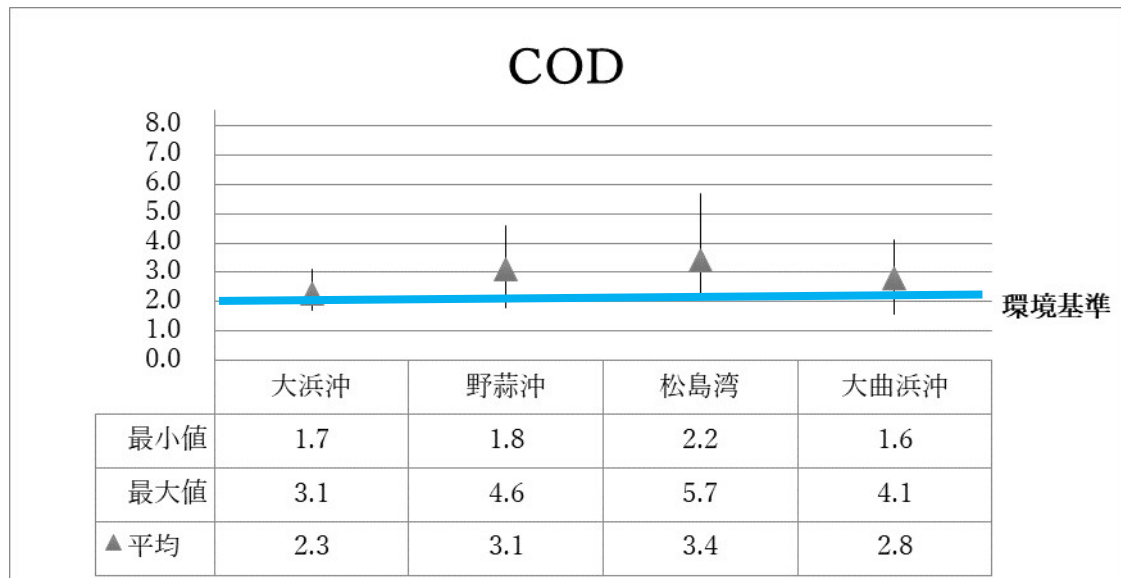
（1）海 域

海域水質検査は4地点（各地点で年間6回の測定）で実施しています。下記の資料は、海域水質調査結果（年間平均値）からのものです。

令和5年度の海域水質調査結果については、年間平均値でCODが高値となったことから大曲浜沖、野蒜沖、大浜沖及び松島湾のすべての地点で海域環境基準A類型を超過しました。（令和5年度公共用水質調査業務報告書より）

調査地点	環境基準類型	調 査 項 目	
		C O D	大腸菌数
大 浜 沖	海域A類型	3／6	6／6
野 蒜 沖	海域A類型	1／6	6／6
松 島 湾	海域A類型	0／6	6／6
大 曲 浜 沖	海域A類型	2／6	6／6

注：A／6の表現については、分子については環境基準値を達成した回数。分母は調査回数。



海域水質調査結果（年間平均値）

調査地点	p H	C O D	D O	大腸菌数
大浜沖	8.2	2.3	8.7	1
野蒜沖	8.1	3.1	8.4	9
松島湾	8.0	3.4	8.6	2
大曲浜沖	8.3	2.8	8.8	3
海域環境基準A類型	7.8～8.3	2 以下	7.5 以上	300 以下

単位：C O D・D Oについては mg/ℓ、大腸菌群数については CFU/100mℓ

「詳細データは第 5 章資料、43 頁参照」

(2) 河 川

① 鳴瀬川、吉田川等

鳴瀬川、吉田川、東名運河及び北上運河の水質調査は、全 8 地点で年 4 回実施しています。

令和 5 年度の鳴瀬川関連の水質検査については、鳴瀬川上流、東松島大橋、鳴瀬大橋、鳴瀬川河口の 4 地点で指定河川環境基準 B 類型を満足した。

北上運河、東名運河については参考までに河川環境基準と比較した結果、北上運河は A 類型に、東名運河は A A 類型に相当するほどの水質であった。

また、吉田川関連の水質調査結果については、吉田川下流ひびき工業団地前、吉田川上流において全ての項目で B 類型を満足した。

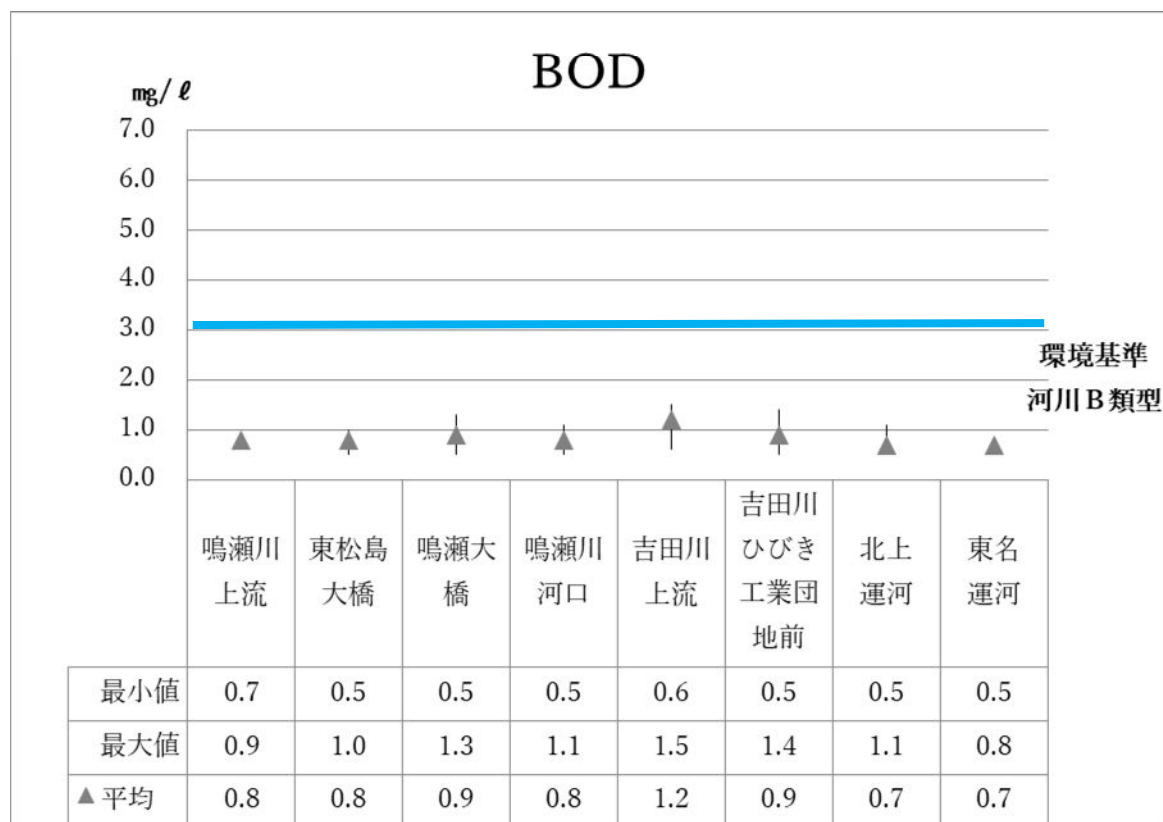
(令和 5 年度公共用水質調査業務報告書より)

河川の水質保全については、広域的な取組みが重要であり、河川流域市町で構成される江合川及び鳴瀬川水質汚濁対策連絡協議会や鳴瀬川水系公害対策協議会などの連携による広域での水質汚濁防止対策の強化に努めます。

調査地点 (※)	環境基準類型	調 査 項 目	
		B O D	大腸菌数
鳴瀬川上流	河川 B 類型	4/4	4/4
東松島大橋	河川 B 類型	4/4	4/4
鳴瀬大橋	河川 B 類型	4/4	4/4
鳴瀬川河口	河川 B 類型	4/4	4/4
吉田川上流	河川 B 類型	4/4	4/4
吉田川ひびき工業団地前	河川 B 類型	4/4	4/4
北上運河	環境基準指定なし	—	—
東名運河	環境基準指定なし	—	—

注：A/4 の表現については、分子については環境基準値を達成した回数。分母は調査回数。

※調査地点については、23 頁の「海域・河川等水質調査地点位置図」を参照。



鳴瀬川・吉田川等水質調査結果（年間平均値）

調査地点	p H	B O D	S S	D O	大腸菌数
鳴瀬川上流	7.6	0.8	14	9.4	45
東松島大橋	7.7	0.8	8	9.9	58
鳴瀬大橋	7.5	0.9	7	9.6	65
鳴瀬川河口	7.6	0.8	8	9.4	28
吉田川上流	7.8	1.2	11	9.9	47
吉田川ひびき工業団地前	7.7	0.9	10	9.7	37
北上運河	7.7	0.7	5	8.9	41
東名運河	7.8	0.7	6	8.3	13
河川環境基準B類型	6.5～8.5	3 以下	25 以下	5 以上	1,000 以下

単位：BOD・SS・DOについてはmg/l、大腸菌群数についてはCFU/100ml

※北上運河及び東名運河については、環境基準の指定なし。

「詳細データは第5章資料 54.55 頁参照」

② 定川等

令和 5 年度の矢本地区定川の水質調査結果について、中江川上流、佐太夫橋、定川橋及び定川河口の 4 地点で指定の河川環境基準 C 類型を満足した。

pH について、中江川上流の 8 月、2 月度に 8.7、佐賀橋の年 4 回の調査では 8.6 ～9.6 と高く年間平均値で基準値を超過した。高 pH の状況は、水生植物などの生産活動による炭酸同化作用の影響と考えられる。

5 月度の佐賀橋から下流域の定川における S S は、年間平均値と比較するとやや高い状態であり、農繁期の水田排水による影響が考えられる。

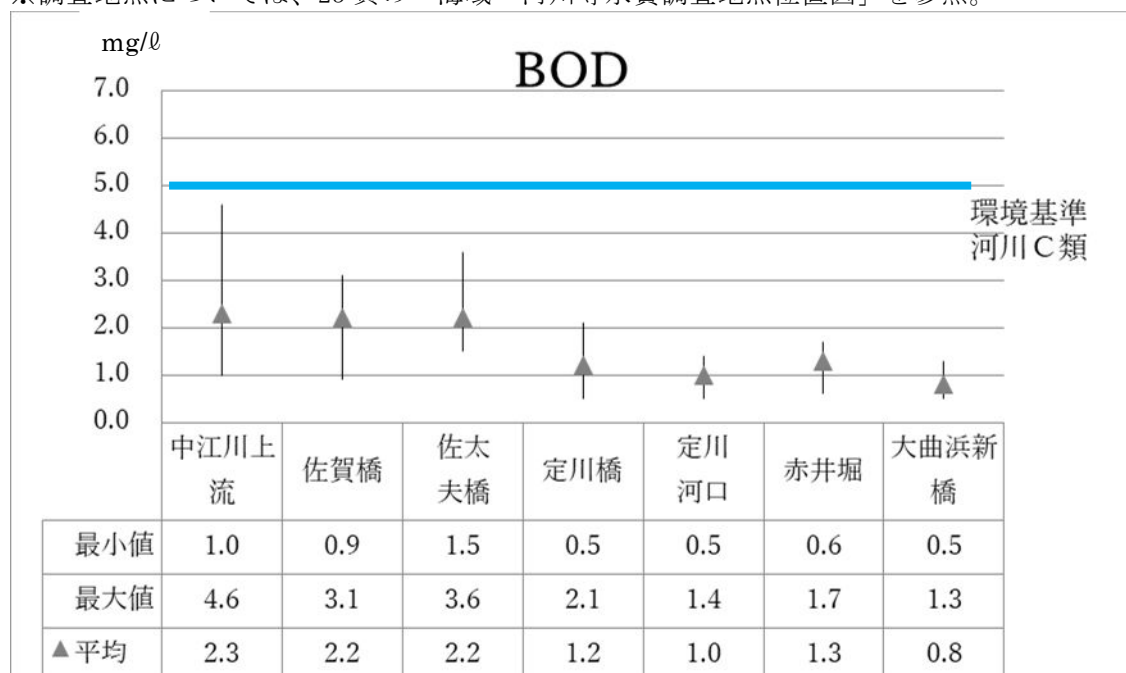
参考までに、赤井堀及び北上運河（大曲浜新橋）について河川環境基準と比較した結果、2 河川ともに全ての項目において、A A 類型または A 類型に相当する値であった。

（令和 5 年度公共用水質検査業務結果報告書より）

調査地点(※)	環境基準類型	調査項目	
		B O D	大腸菌数
中江川上流	河川 C 類型	4 / 4	—
佐賀橋	河川 C 類型	4 / 4	—
佐太夫橋	河川 C 類型	4 / 4	—
定川橋	河川 C 類型	4 / 4	—
定川河口	河川 C 類型	4 / 4	—
赤井堀	環境基準指定なし	—	—
大曲浜新橋	環境基準指定なし	—	—

注：A / 4 の表現については、分子については環境基準値を達成した回数。分母は調査回数。

※調査地点については、23 頁の「海域・河川等水質調査地点位置図」を参照。



定川・北上運河水質調査（年間平均値）

調査地点	p H	B O D	S S	D O	大腸菌数
中江川上流	8.5	2.3	4	1.3	231
佐賀橋	9.2	2.2	13	15	38
佐太夫橋	7.6	2.2	21	8.7	59
定川橋	7.5	1.2	18	8.5	35
定川河口	7.6	1.0	19	8.1	36
赤井堀	7.6	1.3	16	9.1	48
大曲浜新橋	7.6	0.8	10	7.7	11
河川環境基準C類型	6.5～8.5	5以下	50以下	5以上	—

単位：B O D・S S・D Oについては mg/ℓ、大腸菌群数については CFU/100mℓ

※赤井堀、大曲浜新橋については、環境基準の指定なし。

「詳細データは第5章資料 58.59 頁参照」

③ 生活排水

矢本地区の関の内生活排水で p H が 9.8 と高値であった。その他の全ての地点においては、排水基準を満足した。

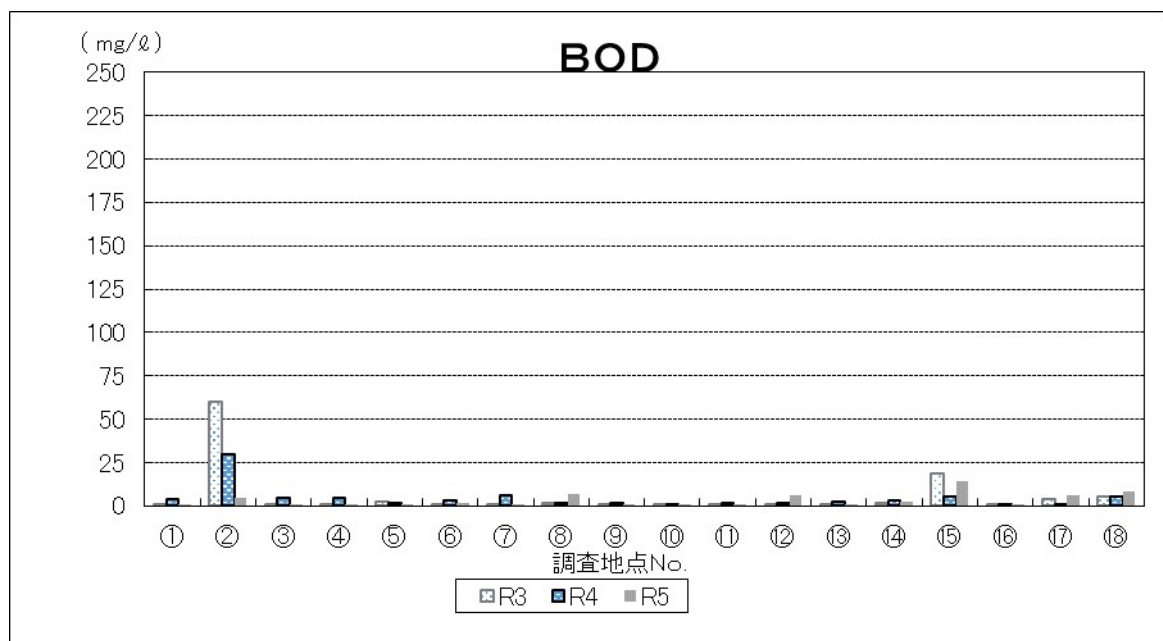
なお、B O D や S S の値は、今回調査した河川及び海域の値に比べて高い値を示す地点があることから、生活排水が汚濁源の一つになっているものと考えられる。

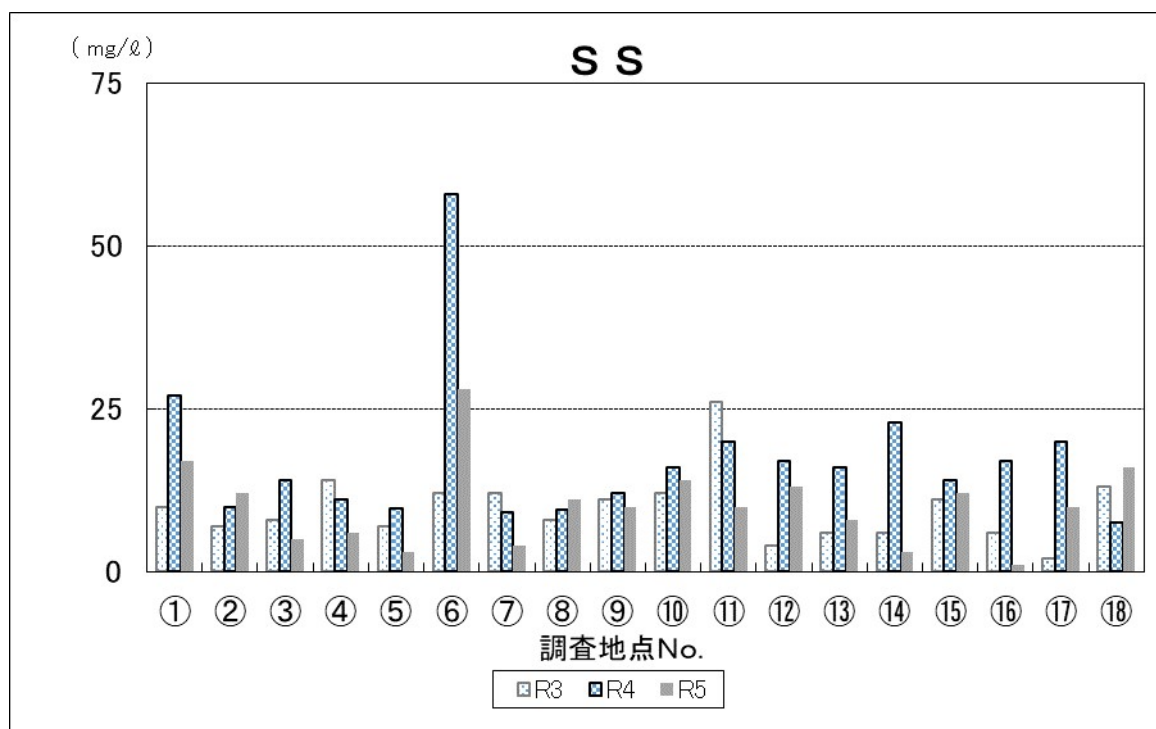
（令和5年度公共用水質検査業務結果報告書より）

水質調査結果（BOD・SS）

N O		調査地点(※)	BOD (mg/ℓ)			SS (mg/ℓ)		
			R3	R4	R5	R3	R4	R5
①	矢 本 地 区	渋抜排水路	0.8	4.1	1.2	10	27	17
②		鉄工団地	60.0	30.0	4.6	7	10	12
③		貝田排水路	1.1	4.8	0.9	8	14	5
④		南区排水路	1.1	4.5	1.1	14	11	6
⑤		上小松生活排水路	2.1	1.8	1.2	7	9.8	3
⑥		赤井柳上区生活排水路	0.9	3.3	2.0	12	5.8	28
⑦		関の内農業用水	0.7	6.2	0.6	12	9.2	4
⑧		関の内生活排水	1.7	1.8	6.9	8	9.5	11
⑨		立沼住宅農業排水	0.8	1.7	1.3	11	12	10
⑩		コミセン裏農業排水	0.5	0.8	0.7	12	16	14
⑪		浜須賀橋	1.3	1.6	0.9	26	20	10
⑫	鳴 瀬 地 区	田町長堀	1.1	1.4	6.0	4	17	13
⑬		浜市排水機場	0.7	2.6	0.8	6	16	8
⑭		中下	1.4	3.1	2.5	6	23	3
⑮		大塚排水溝	19.0	5.7	14.0	11	14	12
⑯		浅井排水機場	1.2	1.1	0.7	6	17	1
⑰		里浜	3.9	0.7	6.5	2	20	10
⑱		ひびき工業団地	5.5	5.1	8.5	13	7.6	16

※調査地点については、24 頁の「生活排水水質調査地点位置図」を参照。







海域・河川等水質調査地点位置図

2. 騒音

騒音とは、「やかましい音」、「好ましくない音」の総称で、人に心理的・感覚的な不快感や嫌悪感を与え、生活環境を損なう要因のひとつとされています。

その発生源は、工場・事業所によるもの、交通機関によるもの、日常生活によるものなど様々です。その中で、本市においては航空自衛隊機の飛行による騒音が大きな問題となっています。

（１）環境基準について

昭和 48 年から我が国における航空機騒音の評価指標として採用されてきた「WECPNL」は、「うるささ指数」とも呼ばれますが、①近年、騒音測定機器の技術的進歩に伴い高度な測定を簡易に行うことが可能となったこと、②国際的には「Lden」（またはこれと類似した評価指標）が主流となっていることから、航空機騒音の新たな評価指標として、平成 25 年 4 月 1 日から「Lden」に変更されました。

本市においても、平成 25 年度から航空機騒音の評価指標を「Lden」に変更しています。

（２）航空機騒音

本市には、航空自衛隊松島基地が所在しており、市域の大部分において航空機による騒音にさらされています。そのため、特に騒音の影響が大きい基地周辺地域や飛行直下区域では、航空機騒音を緩和するため、国の施策によって住宅防音工事が実施されています。

令和 5 年度は、宮城県測定箇所固定局 2 箇所・移動局 6 箇所、市測定箇所固定局 4 箇所・移動局 10 箇所を測定し、市固定局の YS-5 立沼地区センターで 64 dB と環境基準を超える結果となりましたが、その他の固定局、移動局測定では環境基準を満たしています。

【固定局測定データ】

単位：L den (dB)

測定 機関	調査 地点 番号	所在地	年度	環境 基準 類型	環境 基準	R元	R2	R3	R4	R5
宮 城 県	MS-5	牛網字平岡 6-1		Ⅱ 類型	62	62	62	62	61	62
	MS-6	矢本字四反走 169-1		無指定	—	57	56	56	56	57
東 松 島 市	YS-1	大曲字筒場 65-1 (大曲地区センター)		無指定	—	53	58	54	55	53
	YS-5	矢本字立沼 26-2 (立沼地区センター)		Ⅱ 類型	62	64	62	61	62	63
	YS-6	牛網字下四十八 19-2 (平岡地区センター)		Ⅱ 類型	62	60	59	60	60	61
	YS-7	野蒜ヶ丘二丁目 2-1 (里の公園西)		無指定	—	51	53	50	49	50

資料：宮城県、市測定データ

【宮城県 移動局測定データ】

単位：L den (dB)

調査 地点 番号	所 在 地	環境 基準 類型	環境 基準	R元	R2	R3	R4	R5
M- 2	矢本字上河戸 36-1	無指定	—	54	52	54	54	52
M- 3	牛網字駅前一丁目 2-1	無指定	—	51	50	52	52	53
M- 4	矢本字穴尻 107	無指定	—	56	54	56	57	54
M-12	大曲字堺堀 13-6	Ⅱ 類型	62	59	57	58	57	54
M-13	矢本字三間堀 14	無指定	—	53	50	53	56	53
M-14	野蒜字中下地内	無指定	—	47	46	50	48	49

【東松島市 移動局測定データ】

単位：L den (dB)

調査 地点 番号	所 在 地	環境 基準 類型	環境 基準	R元	R2	R3	R4	R5
Y-2	矢本字立沼 18	Ⅱ 類型	62	54	—	58	57	56
Y-4	矢本字鳥子 30	無指定	—	47	—	47	48	52
Y-5	矢本字鹿石前 11	無指定	—	55	—	56	54	61
Y-6	小松字上浮足 256-1	無指定	—	51	51	54	49	56
Y-7	大曲字堺堀 192	Ⅱ 類型	62	—	—	—	57	52
Y-10	赤井字七反谷地 427-26	無指定	—	44	43	44	44	48
Y-13	大曲字筒場 86-1	無指定	—	48	46	46	51	46
Y-16	赤井字台 74-1	無指定	—	48	49	50	54	54
Y-31	牛網字駅前東 6-17	無指定	—	—	—	—	50	50
Y-32	赤井字川前一 16-1	無指定	—	—	—	—	49	50

※Y-7、Y-31、Y-32 の3地点は令和4年度から測定を開始した。

第4章

「循環」

持続可能な循環型社会の構築

東松島市第2次環境基本計画

「基本目標 4」 持続可能な循環型の地域社会を創ります

廃棄物発生予測と現状

(1) ごみ発生量・家庭系事業系別排出量

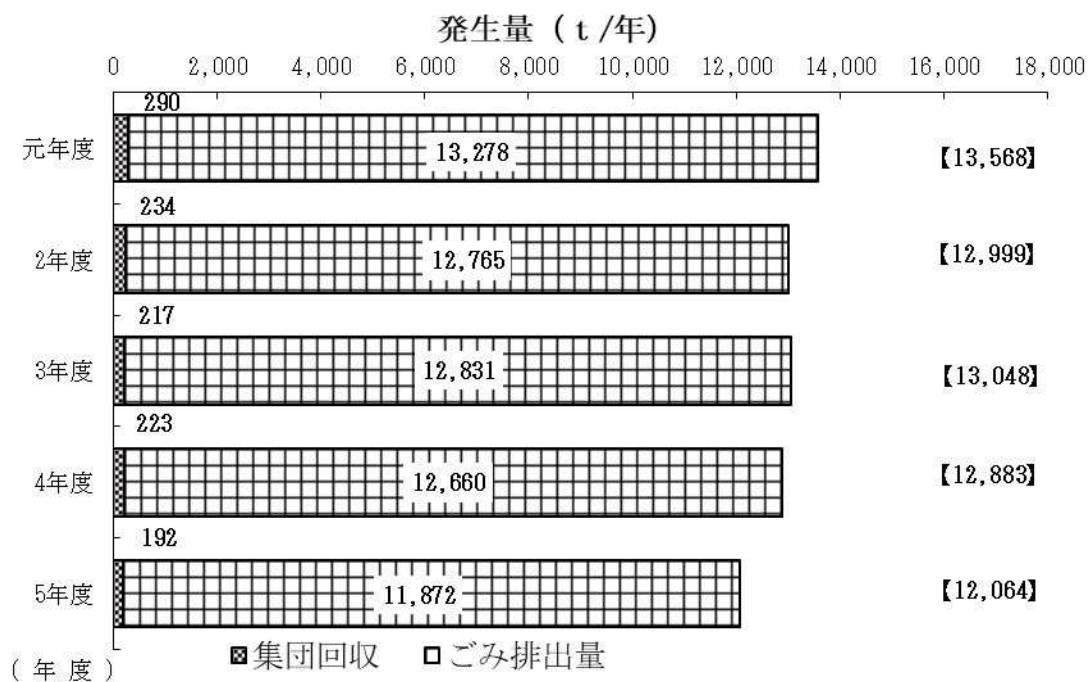
①ごみ発生量

ごみ排出量と集団回収の合計値とした過去 5 年間（令和元年度～令和 5 年度）のごみ発生量は下表のとおりです。

ごみ排出量①は市内で排出される「可燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみ」の総量を示す数値で、令和 5 年度では、12,064t と前年度比較で 747t 減少しました。また、市民団体などが実施している「資源ごみの集団回収②」は回収団体の減少などにより減少傾向にあります。

(単位：t)

区 分	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
ごみ排出量①	13,278	12,765	12,831	12,660	11,872
集団回収②	290	234	217	223	192
ごみ発生量①+②	13,568	12,999	13,048	12,883	12,064

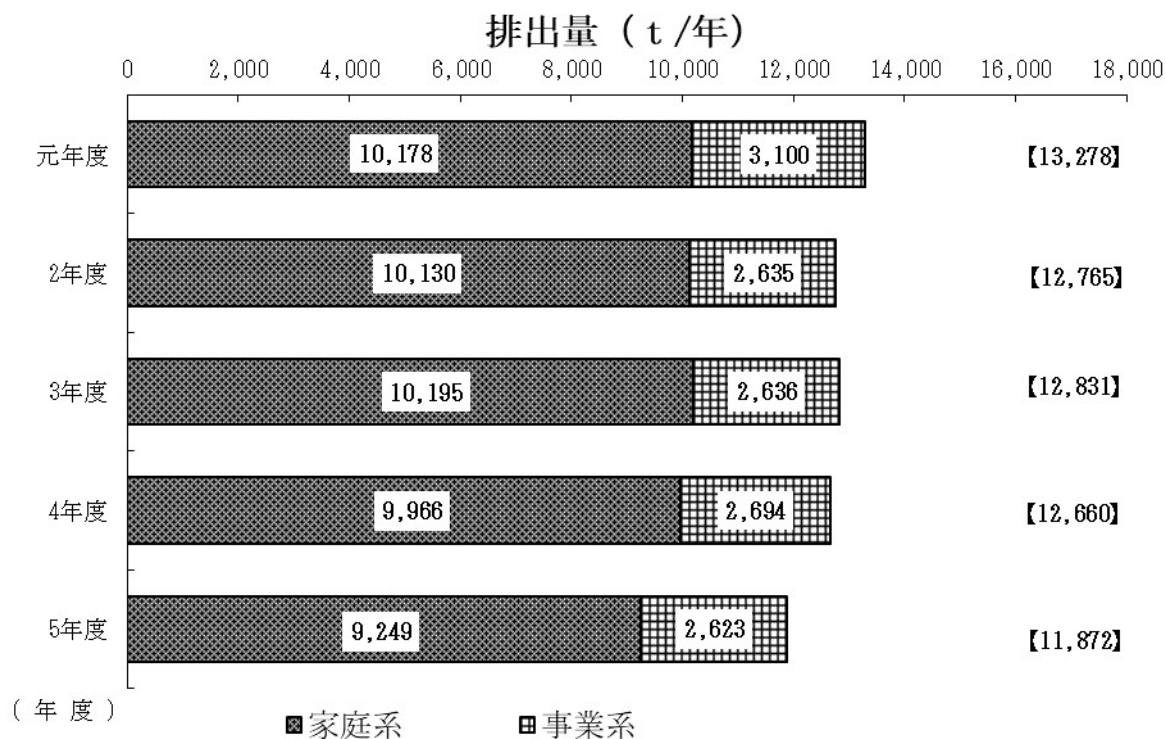


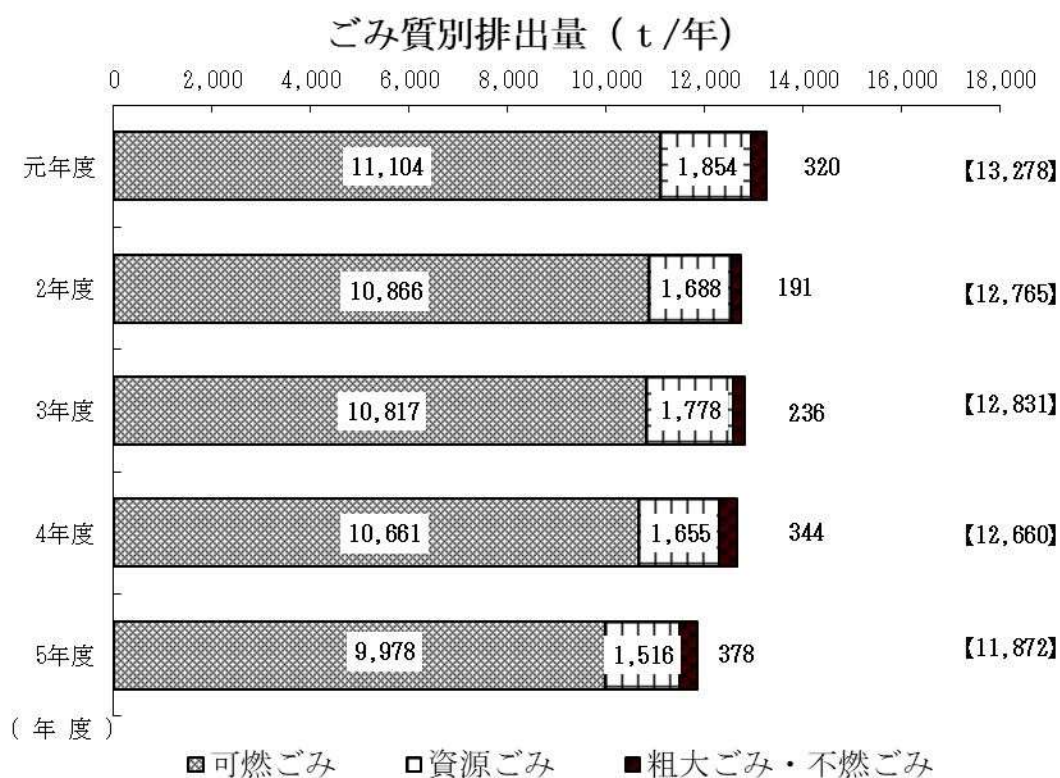
②家庭系・事業系排出量

家庭系ごみ、事業系ごみに分けた発生系別ごみ排出量の内訳は、下表のとおりで、家庭系ごみの占める割合は約 78%でした。(家庭系ごみ 9,249t／全体量 11,872t×100%)

(単位：t)

区 分	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
家庭系ごみ（委託収集・住民持込）	10,178	10,130	10,195	9,966	9,249
可燃ごみ（石巻広域分）①	8,139	8,381	8,270	8,086	7,470
資源ごみ（リサイクルセンター分）②	1,682	1,502	1,600	1,497	1,354
資源ごみ（プラスチック）③	148	141	138	134	138
資源ごみ（廃食用油）④	2	2	2	2	2
粗大ごみ・不燃ごみ⑤	214	104	185	247	285
事業系ごみ（許可・直搬搬入）	3,100	2,635	2,636	2,694	2,623
可燃ごみ（石巻広域分）⑥	2,965	2,505	2,547	2,575	2,508
資源ごみ（リサイクルセンター分）⑦	29	43	38	22	22
粗大ごみ・不燃ごみ⑧	106	87	51	97	93
計	13,278	12,765	12,831	12,660	11,872
可燃ごみ（石巻広域分）①＋⑥	11,104	10,886	10,817	10,661	9,978
資源ごみ ②＋③＋④＋⑦	1,854	1,688	1,778	1,655	1,516
粗大ごみ・不燃ごみ ⑤＋⑧	320	191	236	344	378





令和5年度のごみ質別排出量の割合は、可燃ごみ85%・資源ごみ13%・粗大、不燃ごみ2%の割合でした。

③廃品回収奨励金交付事業

子供会や町内会などが実施する集団回収について、その活動を支援するため「廃品回収奨励金」として回収量に応じた奨励金を交付しています。（紙類・びん類・金属類の各品目1kg当たり3円）令和5年度実績では、申請件数156件に対し192t分の奨励金が交付されました。

実施団体は減少傾向にあり、また回収量も同様に減少していますが、今後、市広報やごみ分別説明会などで啓発を行い事業のさらなる拡充を行っていきます。

年度	回収量計 (t)	紙類 (t)	びん類 (t)	金属類 (t)	その他 (t)	申請件数	奨励金 (千円)
R元	290	261	3	20	6	177	862
R2	234	214	2	16	2	184	693
R3	217	201	1	13	2	181	642
R4	223	205	1	14	3	169	663
R5	192	176	1	11	4	156	568

(2) ごみ処理状況

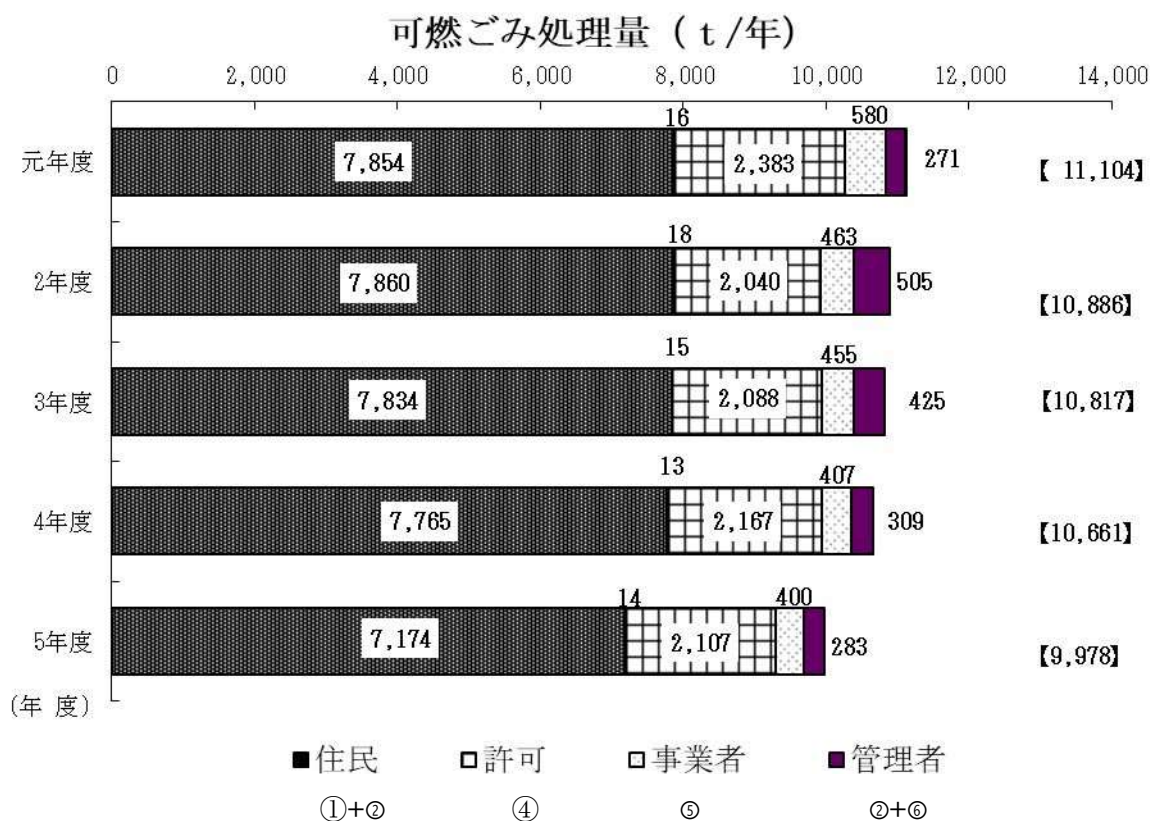
① 可燃ごみ処理量（石巻広域クリーンセンター分）

令和元年度から令和5年度までの5カ年の可燃ごみ処理状況を下表に示しています。
処理量の合計数値は令和元年度から令和4年度までは10,000t～11,000t台で推移し、令和5年度では10,000tを下回り9,978tでした。特に一般家庭からの排出量「家庭系：委託収集①」で約600t減少しています。

(単位：t)

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
家庭系	委託収集 ①	7,854	7,860	7,834	7,765	7,174
	直営（市処理施設から）②	269	503	421	308	282
	住民持込 ③	16	18	15	13	14
	家庭系合計	8,139	8,381	8,270	8,086	7,470
事業系	許可業者 ④	2,383	2,040	2,088	2,167	2,107
	事業者 ⑤	580	463	455	407	400
	管理者 ⑥	2	2	4	1	1
	事業系合計	2,965	2,505	2,547	2,575	2,508
可燃ごみ処理量 ⑥（Σ①～⑥）		11,104	10,886	10,817	10,661	9,978
月平均処理量 (⑦／処理月数)		925	907	901	888	832

※事業系 管理者・・・当市廃棄物処理施設から石巻広域クリーンセンターへの搬出分



② 資源ごみ、粗大ごみ・不燃ごみの処理量

資源ごみは矢本リサイクルセンターで中間処理を行い、粗大ごみ・不燃ごみは鳴瀬一般廃棄物最終処分場で分別し最終処分（埋立）を行います。

資源ごみ、粗大ごみ・不燃ごみの処理数量は次のとおりです。

（単位：t）

区 分				元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
資源ごみ等排入	家庭系	委託収集	①	1,821	1,655	1,736	1,650	1,511
		住民持込	②	494	526	555	469	465
	事業系（管理者ほか）		③	135	151	89	119	115
	資源ごみ等排入量 計		①+②+③	2,450	2,332	2,380	2,238	2,090
中間処理の状況	資源化量	紙 類	④	868	773	758	694	616
		金属類	⑤	328	354	355	320	302
		ビン類	⑥	305	295	260	289	251
		ペットボトル	⑦	127	120	132	134	129
		プラスチック	⑧	141	141	138	134	137
		硬質プラスチック	⑨	30	36	21	22	25
		布 類	⑩	95	12	111	94	85
		木くず	⑪	91	62	43	99	84
		ガラス・陶磁器類	⑫	70	83	107	80	61
		廃食用油	⑬	2	2	2	2	2
		その他 （有害ごみ、廃タイヤ）	⑭	29	23	21	27	32
		資源化量 計	(Σ④～⑭)	2,086	1,901	1,948	1,895	1,724
	※資源化率（資源化量/搬入量×100%）			85.1	81.5	81.8	84.7	82.5
	分別残渣（石巻広域収集ごみ直営分）			269	503	422	308	282

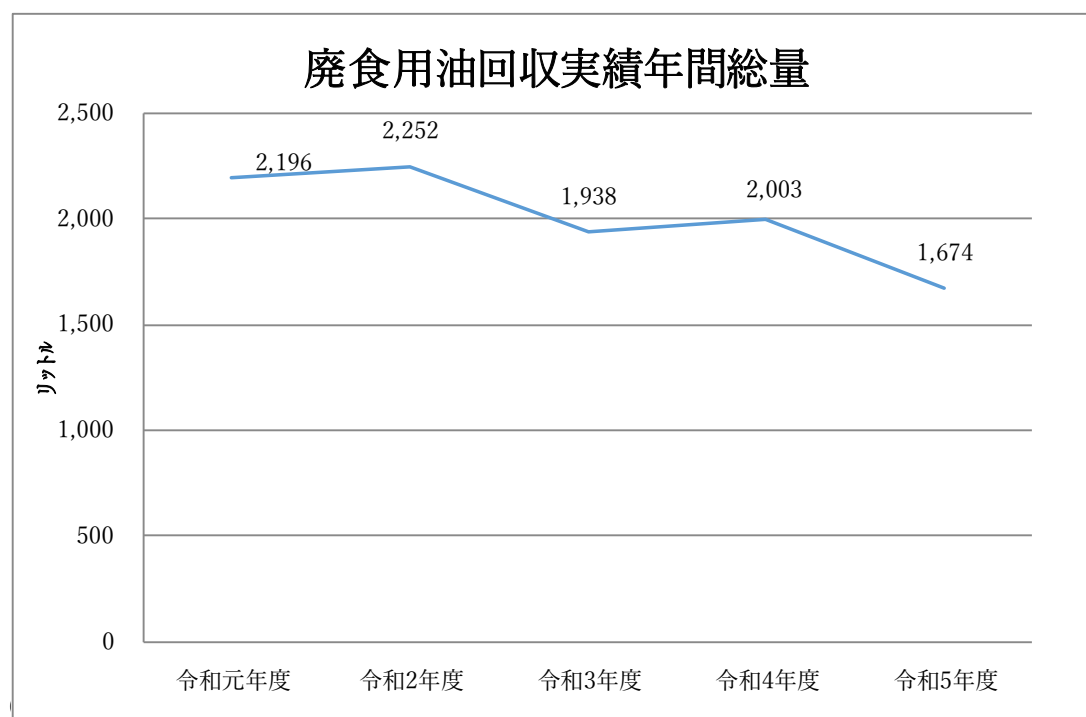
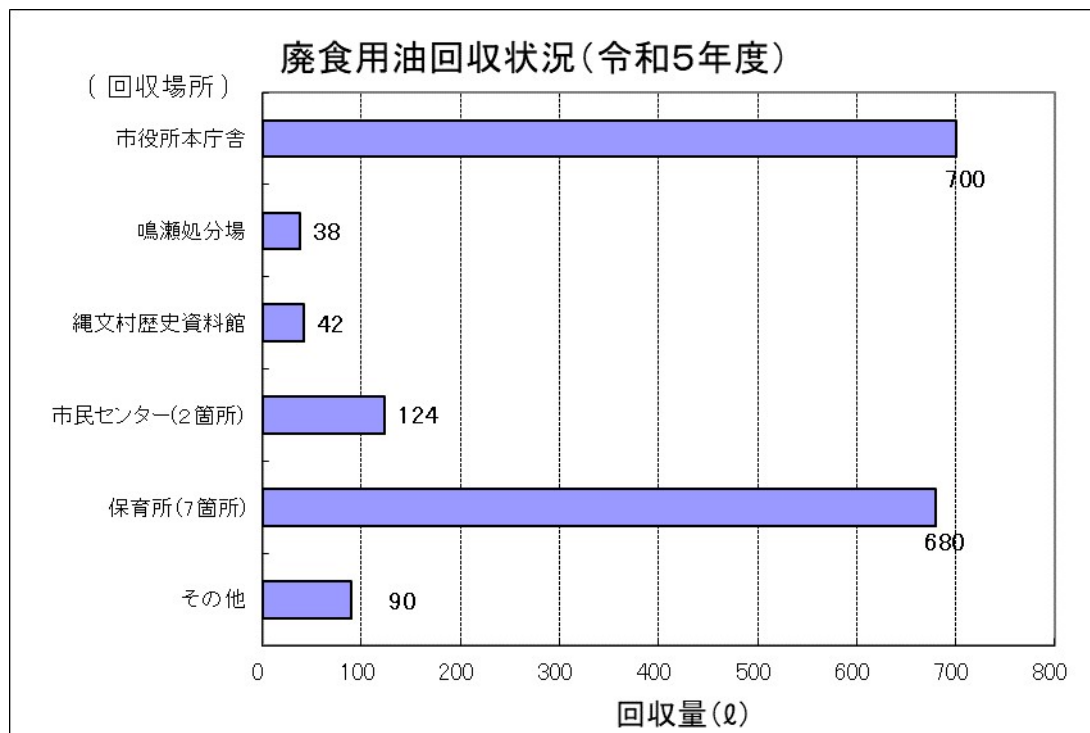
※回収した資源ごみの約 82.5%を資源化することによって、埋立量を削減し、最終処分場の延命化へとつながっています。

③廃食用油回収

平成 19 年 5 月から資源循環型社会の構築と廃棄物減量を目的に、家庭から排出される廃食用油の回収を行っています。

この事業で回収された廃食用油は、再利用して廃棄物再資源化及び減量等に貢献しています。

令和 5 年度回収量：1,674ℓ



令和5年10月から従来の容器包装プラスチックの資源回収に加え他のプラスチック製品も併せて毎週水曜日に回収し、過去5年間の回収量は140～150tで、収集された資源物は市内の民間企業でリサイクルされておりますが、回収した中に資源化に適さないものも含まれており、年間約5t前後可燃ごみとして焼却しております。

(単位：t)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
回収量	148	147	144	138	142
返却量(可燃ごみ)	7	6	6	4	4
処理量(資源化)	141	141	138	134	138

⑤リサイクル率の推移

リサイクル率は、令和5年度実績16.6%となっています。

今後は、ごみの排出抑制と資源ごみ等の分別徹底の啓発等により、リサイクル率の向上を目指します。

リサイクル率の推移は次のとおりです。

(単位：t)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
ごみ処理量+集団回収 a	13,568	12,999	13,048	12,883	12,064
資源化 ①	2,086	1,901	1,948	1,895	1,724
資源化 ②	263	70	61	36	80
資源化 ③	290	234	217	223	192
資源化+集団回収 b(①+②+③)	2,639	2,205	2,226	2,154	1,996
リサイクル率 (b/a×100) %	19.5	17.0	17.1	16.7	16.6

※資源化量(石巻広域分)については、可燃ごみを広域クリーンセンターで焼却した後に、焼却残渣物の中に含まれるアルミや鉄類等です。

⑥最終処分率の推移

本市の最終処分率は、令和5年度実績で10.4%でした。

最終処分率の推移は次のとおりで、令和元年度と令和4年度において最終処分量が少ない原因は、石巻広域クリーンセンターからの焼却残渣の搬入がなかったためです。

最終処分率5カ年を平均すると6.56%と最終処分率目標値(令和8年度：5%)を上回る結果となっています。

今後も現在ある最終処分場の延命化を図るため、今後ともごみ減量の啓発と中間処理の充実を図り、最終処分率の減少を目指します。

(単位：t)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
ごみ処理量+集団回収 a	13,260	12,999	13,048	12,883	12,064
最終処分量 b	108	1,373	1,240	113	1,259
最終処分率 (b/a×100) %	0.8	10.6	9.5	0.9	10.4

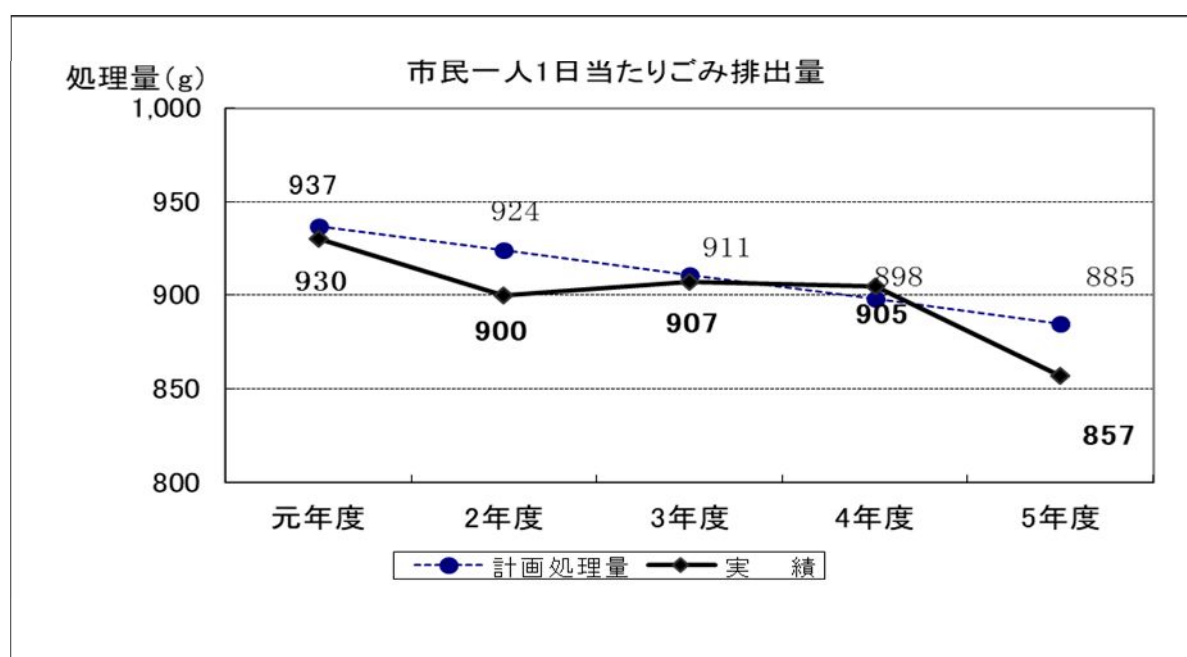
⑦市民一人1日当たりごみ排出量

市民一人1日当たりごみ排出量は、東松島市一般廃棄物処理基本計画（平成29年3月策定）において令和8年度目標を845gと設定しています。

令和5年度の排出量は857gと処理計画における年度目標値885gと比べ28gの減少となりました。

（単位：kg）

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
人口（10月1日現在） a	39,816人	39,581人	39,392人	38,987人	38,449人
日数（日）	366	365	365	365	366
可燃ごみ総排出量 （クリーンセンター搬入量） b	11,103,530	10,885,820	10,817,360	10,661,190	9,978,160
資源 リサイクルセンター 搬入量 c	1,710,790	1,545,190	1,638,380	1,518,020	1,376,640
資源 プラごみ資源量 d	141,130	141,090	137,630	134,450	137,520
資源 廃食用油 e	2,196	2,252	1,938	2,003	1,674
粗大・不燃ごみ総量 外 f （鳴瀬処分場搬入量－可燃物 分別残渣）	302,530	134,830	173,810	271,660	287,600
直接埋立（側溝汚泥） g		55,490	62,410	72,050	90,780
集団回収量 h	290,805	234,270	216,857	223,403	191,714
総排出量（b～g） i	13,550,981	12,998,942	13,048,385	12,882,776	12,064,088
一人1日排出量 実績 （i×1,000／a／365・366）	930g	900g	907g	905g	857g
市一般廃棄物処理計画に定め る一人1日排出量目標値	937g	924g	911g	898g	885g



第5章

資 料

1. 環境苦情調査

令和 5 年度における環境苦情調査の結果は、以下のとおりです。

東松島市環境苦情調査結果一覧表

No.	地域	発生源	苦情内容	備 考
1	宮戸	道路	不法投棄	建設廃材不法投棄
2	小松	用水路	不法投棄	生活ごみ不法投棄
3	小松	住宅	野焼き	生活ごみ焼却
4	赤井	農地	野焼き	農業系残渣焼却
5	小松	住宅	野焼き	落ち葉焼却
6	大塩	民家	野焼き	生活ごみ焼却
7	矢本	道路	水質汚濁	トラックオイルタンクからの油流出
8	J R路線	線路	水質汚濁	車両エンジンから軽油流失
9	根古	産廃施設	水質汚濁	産業廃棄物処理施設からの汚水流失
10	赤井	住宅	騒音	近所からの騒音・低周波
11	小野	工場	騒音	作業騒音
12	赤井	空き家	騒音	空き家からの騒音

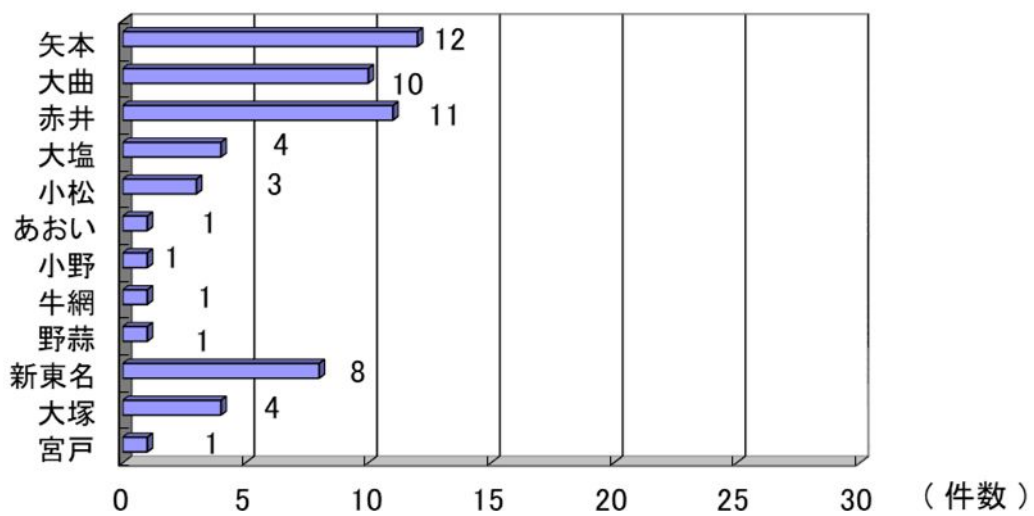
○遊休宅地管理

空き地などの草刈に関する苦情処理件数

矢本	大曲	赤井	大塩	小松	あおい	小野	牛網	野蒜	新東名
12	10	11	4	3	1	1	1	1	8
大塚	宮戸	合計							
4	1	57							

(地域)

遊休宅地の管理に関する苦情



2. 各種測定データ

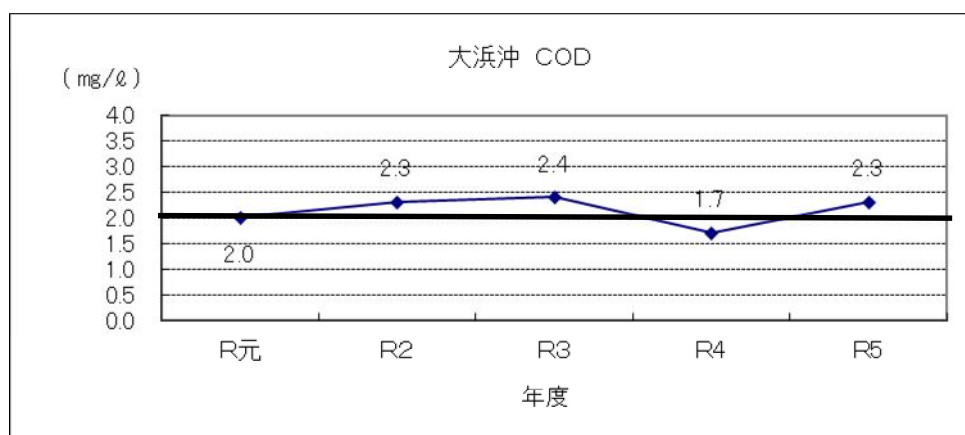
(1) 海域測定データ経年変化

○海域水質検査

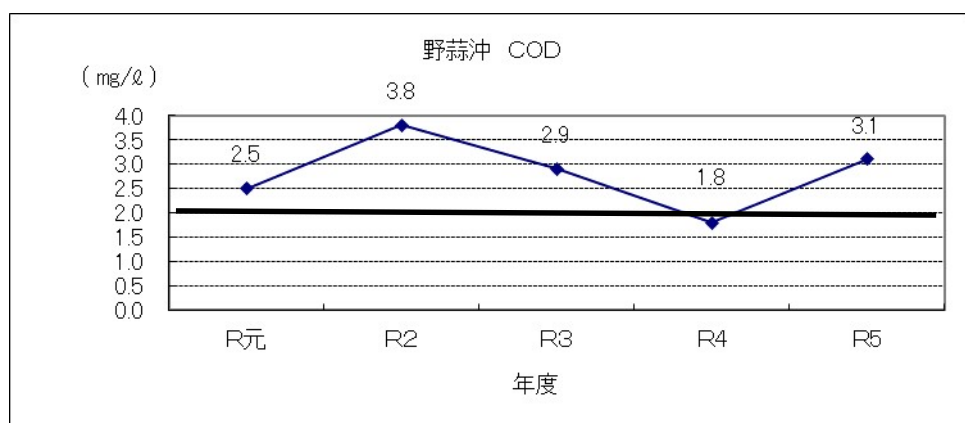
検査場所	検査年月日	pH	COD (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌数 (CFU/100ml)	油分(mg/ℓ)	透視度
大 浜 沖	5. 5. 18	8.3	2.6	9.7	1 未満	0.5 未満	30 以上
	5. 6. 20	8.2	3.1	8.2	1 未満	0.5 未満	30 以上
	5. 8. 22	8.4	2.9	7.4	2	0.5 未満	30 以上
	5. 10. 26	8.2	2.0	8.2	1 未満	0.5 未満	30 以上
	6. 1. 29	8.0	1.7	9.7	1 未満	0.5 未満	30 以上
	6. 2. 29	8.1	1.7	9.0	1 未満	0.5 未満	30 以上
	平 均 値	8.2	2.3	8.7	1	0.5 未満	30 以上
海域環境基準 A 類型		7.8~8.3	2 以下	7.5 以上	300 以下	検出されないこと	—
野 蒜 沖	5. 5. 18	8.0	3.2	8.4	7	0.5 未満	30 以上
	5. 6. 20	8.1	4.6	8.3	13	0.5 未満	30 以上
	5. 8. 22	8.3	4.3	7.2	23	0.5 未満	30 以上
	5. 10. 26	8.0	1.8	7.7	2	0.5 未満	30 以上
	6. 1. 29	8.0	2.1	8.9	4	0.5 未満	30 以上
	6. 2. 29	8.1	2.4	10	3	0.5 未満	30 以上
	平 均 値	8.1	3.1	8.4	9	0.5 未満	30 以上
海域環境基準 A 類型		7.8~8.3	2 以下	7.5 以上	300 以下	検出されないこと	—
松 島 湾	5. 5. 18	8.0	3.0	7.8	1 未満	0.5 未満	30 以上
	5. 6. 20	8.0	3.8	7.1	1 未満	0.5 未満	30 以上
	5. 8. 22	8.1	5.7	6.9	4	0.5 未満	30 以上
	5. 10. 26	8.0	3.2	8.5	2	0.5 未満	30 以上
	6. 1. 29	8.0	2.2	11	3	0.5 未満	30 以上
	6. 2. 29	8.0	2.7	10	1	0.5 未満	30 以上
	平 均 値	8.0	3.4	8.6	2	0.5 未満	30 以上
海域環境基準 A 類型		7.8~8.3	2 以下	7.5 以上	300 以下	検出されないこと	—
大 曲 浜 沖	5. 5. 18	8.3	3.1	9.9	1 未満	0.5 未満	30 以上
	5. 6. 20	8.4	4.1	9.7	10	0.5 未満	30 以上
	5. 8. 22	8.6	3.9	8.2	1	0.5 未満	30 以上
	5. 10. 26	8.1	2.1	7.7	1	0.5 未満	30 以上
	6. 1. 29	8.0	1.6	8.5	1 未満	0.5 未満	30 以上
	6. 2. 29	8.1	1.9	8.9	1 未満	0.5 未満	30 以上
	平 均 値	8.3	2.8	8.8	3	0.5 未満	30 以上
海域環境基準 A 類型		7.8~8.3	2 以下	7.5 以上	300 以下	検出されないこと	—

(注) 網掛け部分は環境基準超過を示します。

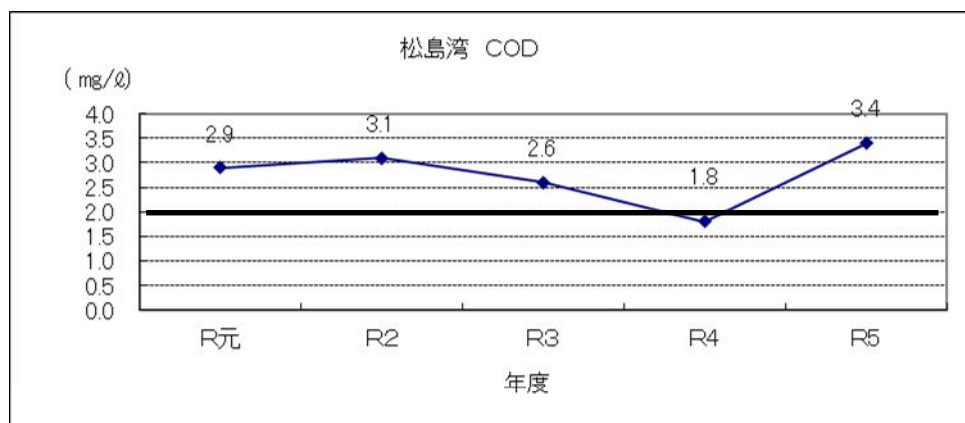
○海域 COD (年平均値)



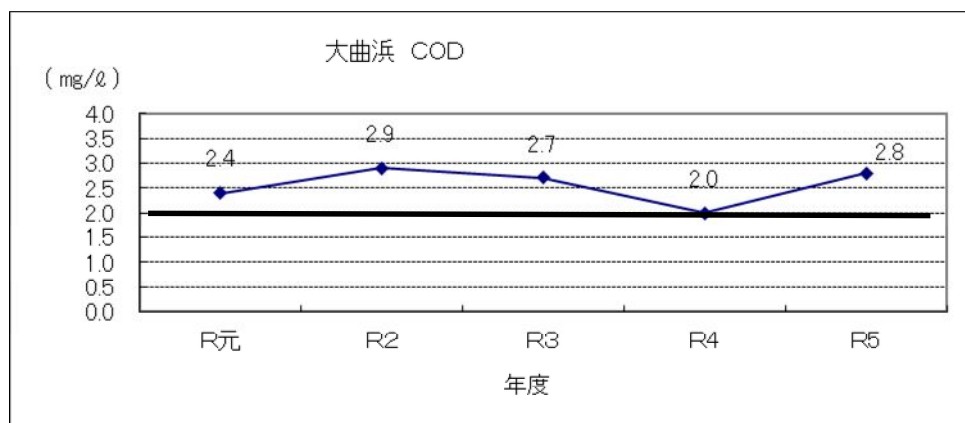
A 類型環境基準 (2 mg/l 以下)



A 類型環境基準 (2 mg/l 以下)



A 類型環境基準 (2 mg/l 以下)



A 類型環境基準 (2 mg/l 以下)

(2) 河川測定データ経年変化

○鳴瀬地区河川水質検査

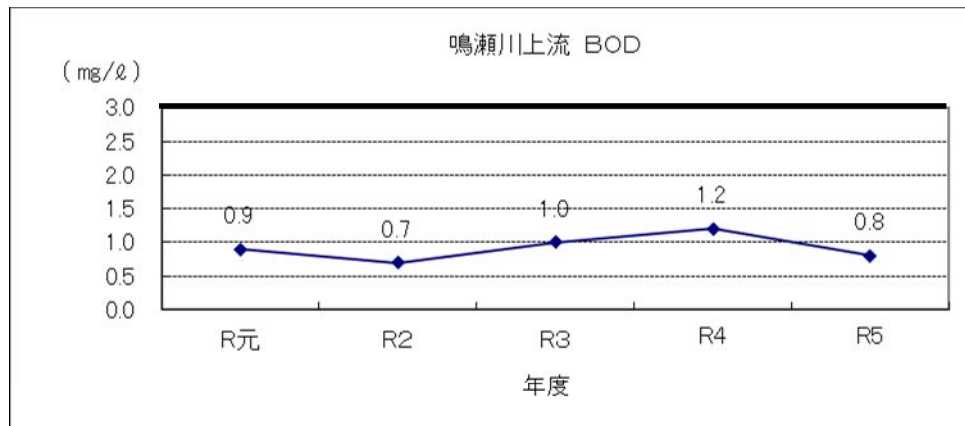
検査場所	検査年月日	pH	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌数 (CFU/100ml)	透視度
鳴瀬川 上流	5. 5.25	7.4	0.9	11	9.3	48	30 以上
	5. 8.24	7.7	0.7	18	7.1	16	30 以上
	5.11.14	7.7	0.6	2	10	87	30 以上
	6. 2.15	7.7	0.9	12	11	30	30 以上
	平均値	7.6	0.8	14	9.4	45	30 以上
河川環境基準B類型		6.5~8.5	3 以下	25 以下	5 以上	1,000 以下	—
東松島 大橋	5. 5.25	7.7	0.8	7	9.5	60	30 以上
	5. 8.24	7.5	1.0	9	7.0	23	30 以上
	5.11.14	7.7	0.5	4	11	120	30 以上
	6. 2.15	7.7	0.9	7	12	30	30 以上
	平均値	7.7	0.8	8	9.9	58	30 以上
河川環境基準B類型		6.5~8.5	3 以下	25 以下	5 以上	1,000 以下	—
鳴瀬 大橋	5. 5.25	7.3	0.9	9	9.2	92	30 以上
	5. 8.24	7.6	1.3	7	7.2	41	30 以上
	5.11.14	7.6	0.5 未満	2	11	97	30 以上
	6. 2.15	7.5	0.8	8	11	30	30 以上
	平均値	7.5	0.9	7	9.6	65	30 以上
河川環境基準B類型		6.5~8.5	3 以下	25 以下	5 以上	1,000 以下	—
鳴瀬川 河口	5. 5.25	7.3	0.5	14	9.0	40	30 以上
	5. 8.24	7.9	1.1	10	7.6	30	30 以上
	5.11.14	7.6	0.5 未満	3	10	35	30 以上
	6. 2.15	7.5	0.5 未満	5	11	8	30 以上
	平均値	7.6	0.8	8	9.4	28	30 以上
河川環境基準B類型		6.5~8.5	3 以下	25 以下	5 以上	1,000 以下	—
吉田川 上流	5. 5.25	7.6	1.5	17	9.7	39	30 以上
	5. 8.24	7.9	1.4	14	8.0	14	30 以上
	5.11.14	7.6	0.6	5	10	120	30 以上
	6. 2.15	7.8	1.1	6	12	15	30 以上
	平均値	7.8	1.2	11	9.9	47	30 以上
河川環境基準B類型		6.5~8.5	3 以下	25 以下	5 以上	1,000 以下	—
ひびき 工業団 地前	5. 5.25	7.5	1.2	15	8.7	33	30 以上
	5. 8.24	7.7	1.4	16	7.0	9	30 以上
	5.11.14	7.7	0.5 未満	5	11	100	30 以上
	6. 2.15	7.7	0.6	4	12	4	30 以上
	平均値	7.7	0.9	10	9.7	37	30 以上
河川環境基準B類型		6.5~8.5	3 以下	25 以下	5 以上	1,000 以下	—

(注) 網掛け部分は環境基準超過を示します。

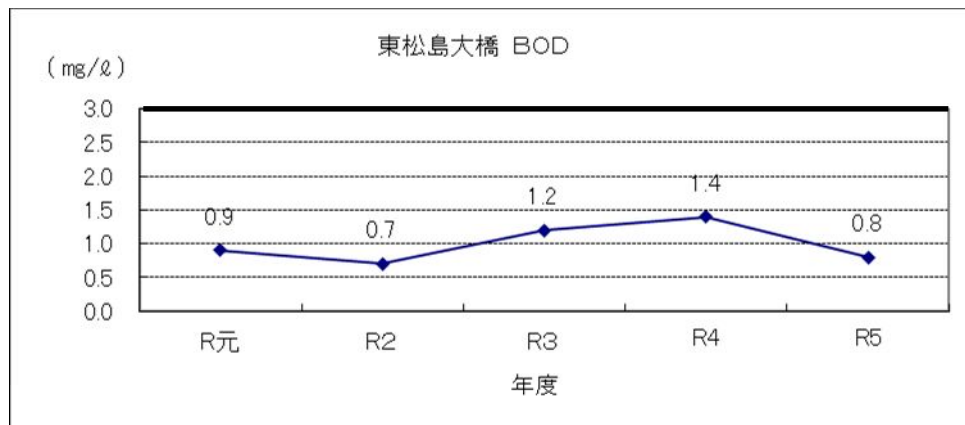
○鳴瀬地区河川水質検査

検査場所	検査年月日	pH	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌数 (CFU/100mℓ)	透視度
北上運河	5. 5.25	7.2	0.5 未満	7	8.2	67	30 以上
	5. 8.24	7.9	1.1	8	7.3	53	30 以上
	5.11.14	7.8	0.5 未満	3	10	37	30 以上
	6. 2.15	7.7	0.5 未満	3	10	5	30 以上
	平均値	7.7	0.7	5	8.9	41	30 以上
環境基準指定なし		—	—	—	—	—	—
東名運河	5. 5.25	7.6	0.8	5	8.0	10	30 以上
	5. 8.24	7.7	0.7	11	6.3	31	30 以上
	5.11.14	7.9	0.8	5	8.9	6	30 以上
	6. 2.15	7.8	0.5 未満	4	10	3	30 以上
	平均値	7.8	0.7	6	8.3	13	30 以上
環境基準指定なし		—	—	—	—	—	—

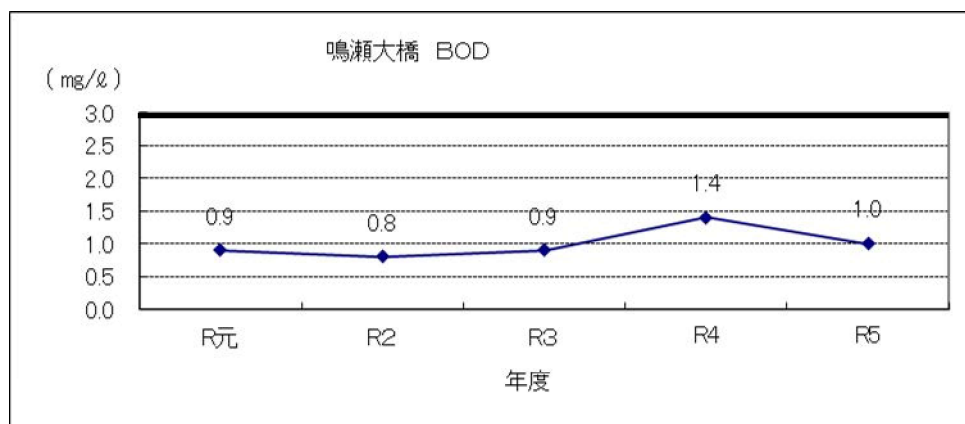
○鳴瀬地区河川BOD（年平均値）



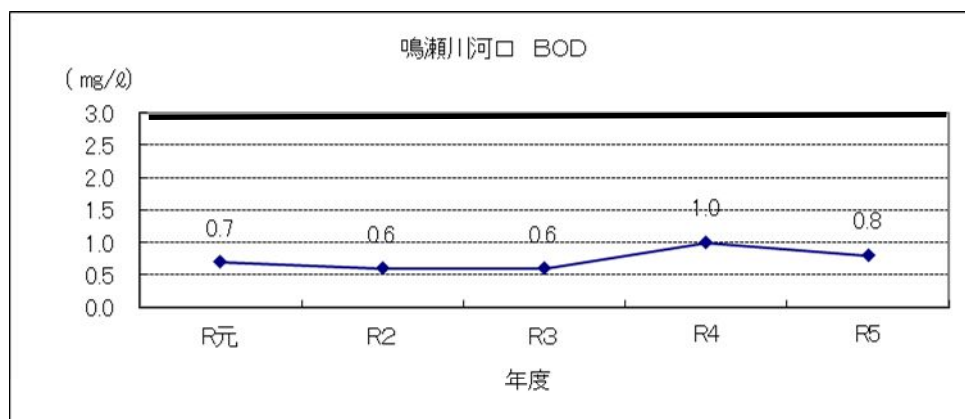
B類型環境基準（3 mg/l以下）



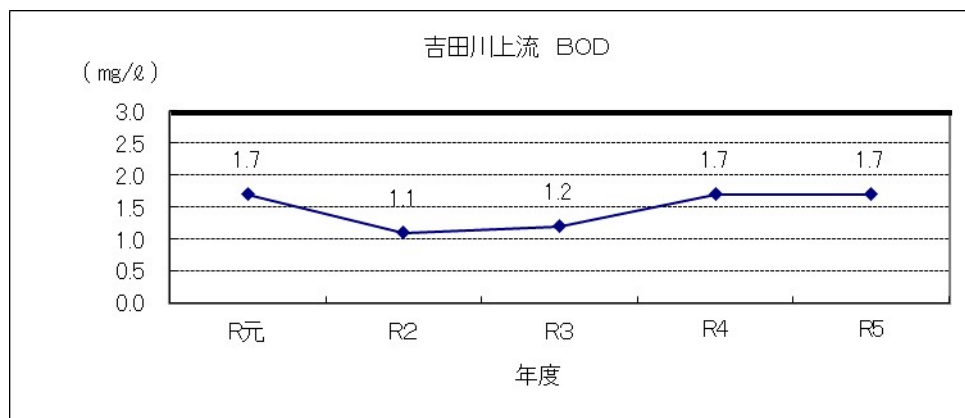
B類型環境基準（3 mg/l以下）



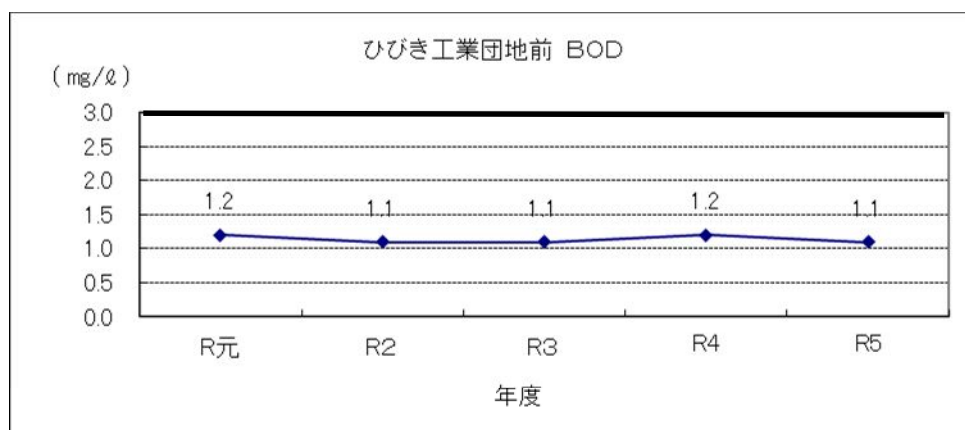
B類型環境基準（3 mg/l以下）



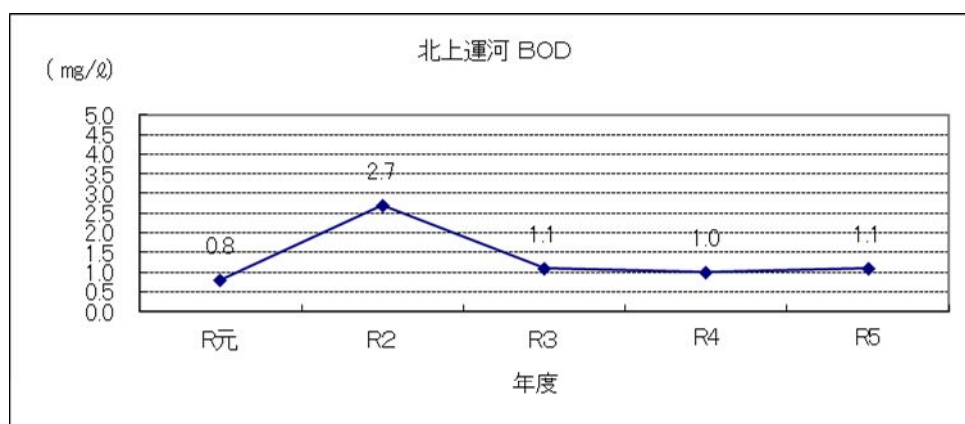
B類型環境基準（3 mg/l以下）



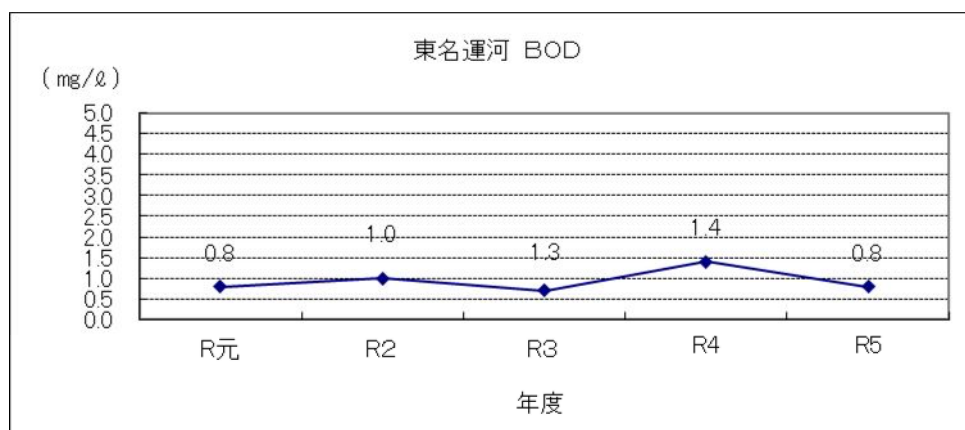
B類型環境基準 (3 mg/l以下)



B類型環境基準 (3 mg/l以下)



類型指定なし



類型指定なし

○矢本地区河川水質検査

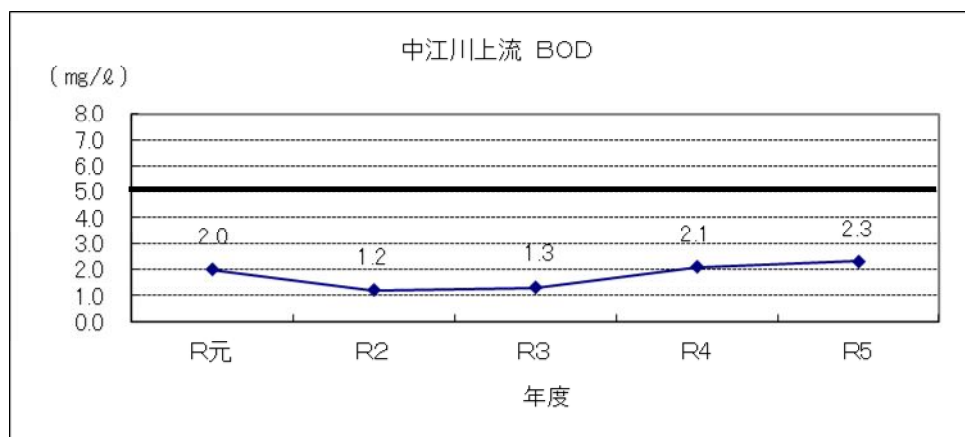
検査場所	検査年月日	pH	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌数 (CFU/100mℓ)	透視度
中江川 上流	5. 5. 25	8.4	1.9	4	13	360	30 以上
	5. 8. 24	8.7	4.6	7	11	310	30 以上
	5.11.14	8.1	1.0	1 未満	11	180	30 以上
	6. 2. 15	8.7	1.5	3	16	75	30 以上
	平均値	8.5	2.3	4	13	231	30 以上
河川環境基準 C 類型		6.5~8.5	5 以下	50 以下	5 以上	—	—
佐賀橋	5. 5. 25	9.6	2.9	33	16	19	16
	5. 8. 24	9.5	3.1	15	14	10	30 以上
	5.11.14	9.0	0.9	1	15	120	30 以上
	6. 2. 15	8.6	2	3	14	2	30 以上
	平均値	9.2	2.2	13	15	38	27
河川環境基準 C 類型		6.5~8.5	5 以下	50 以下	5 以上	—	—
佐太夫橋	5. 5. 25	7.7	1.5	23	8.8	66	19
	5. 8. 24	7.6	1.5	16	7.1	40	30 以上
	5.11.14	7.7	2.3	21	9.7	110	22
	6. 2. 15	7.6	3.6	25	9.2	21	20
	平均値	7.6	2.2	21	8.7	59	23
河川環境基準 C 類型		6.5~8.5	5 以下	50 以下	5 以上	—	—
定川橋	5. 5. 25	7.1	2.1	47	8.8	81	17
	5. 8. 24	7.5	1.5	12	7.2	29	30 以上
	5.11.14	7.7	0.5	8	8.1	23	30 以上
	6. 2. 15	7.7	0.8	4	10	6	30 以上
	平均値	7.5	1.2	18	8.5	35	27
河川環境基準 C 類型		6.5~8.5	5 以下	50 以下	5 以上	—	—
定川 河口	5. 5. 25	7.1	1.1	46	8.2	100	12
	5. 8. 24	7.6	1.4	16	7.5	30	26
	5.11.14	7.9	0.5 未満	7	6.8	4	30 以上
	6. 2. 15	7.8	1.0	5	10	8	30 以上
	平均値	7.6	1.0	19	8.1	36	25
河川環境基準 C 類型		6.5~8.5	5 以下	50 以下	5 以上	—	—

(注) 網掛け部分は環境基準超過を示します。

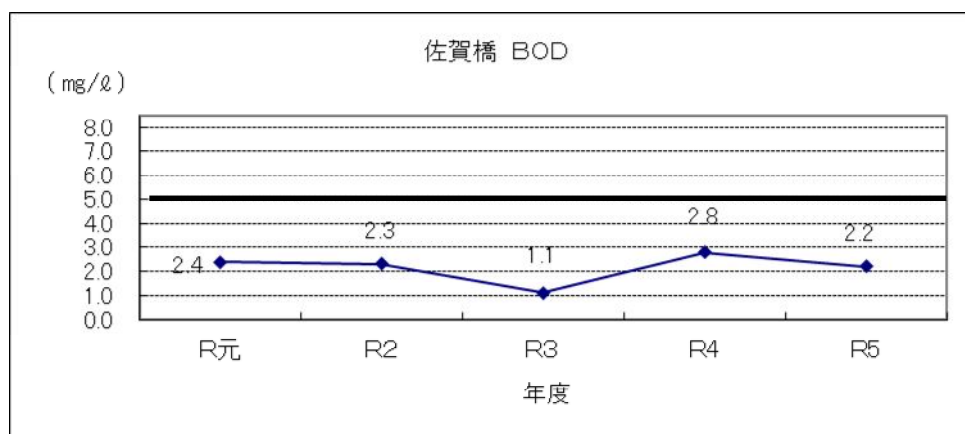
○矢本地区河川水質検査

検 査 場 所	検 査 年 月 日	p H	B O D (mg/ℓ)	S S (mg/ℓ)	D O (mg/ℓ)	大腸菌数 (C F U/100mℓ)	透視度
赤井堀	5. 5. 2 5	7.0	1.7	36	7.8	150	15
	5. 8. 2 4	7.5	1.4	13	7.7	17	21
	5. 1 1. 1 4	7.8	0.6	7	9.0	23	30 以上
	6. 2. 1 5	7.9	1.3	9	12	3	30 以上
	平 均 値	7.6	1.3	16	9.1	48	24
環 境 基 準 指 定 な し		—	—	—	—	—	—
大曲浜 新 橋	5. 5. 2 5	7.1	0.5	20	8.0	15	27
	5. 8. 2 4	7.7	1.3	7	4.0	14	30 以上
	5. 1 1. 1 4	7.8	0.5 未満	6	8.6	15	30 以上
	6. 2. 1 5	7.7	0.6	6	10	1 未満	30 以上
	平 均 値	7.6	0.8	10	7.7	11	29
環 境 基 準 指 定 な し		—	—	—	—	—	

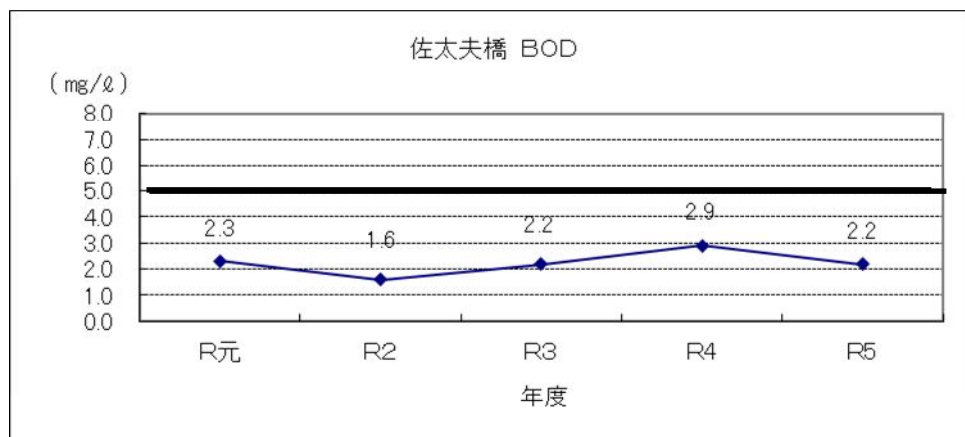
○矢本地区河川BOD（年間平均値）



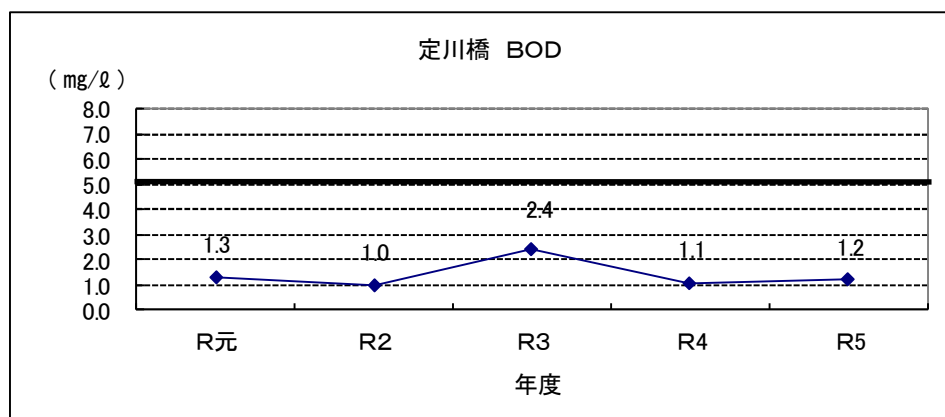
C類型環境基準（5 mg/l以下）



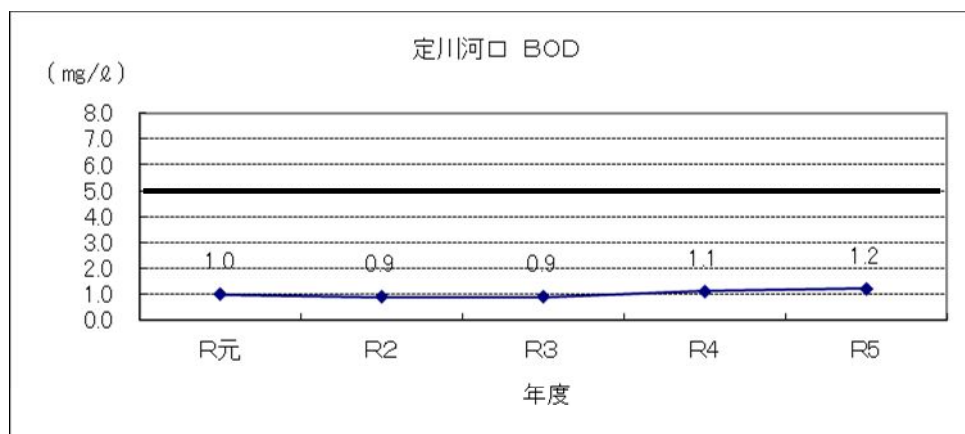
C類型環境基準（5 mg/l以下）



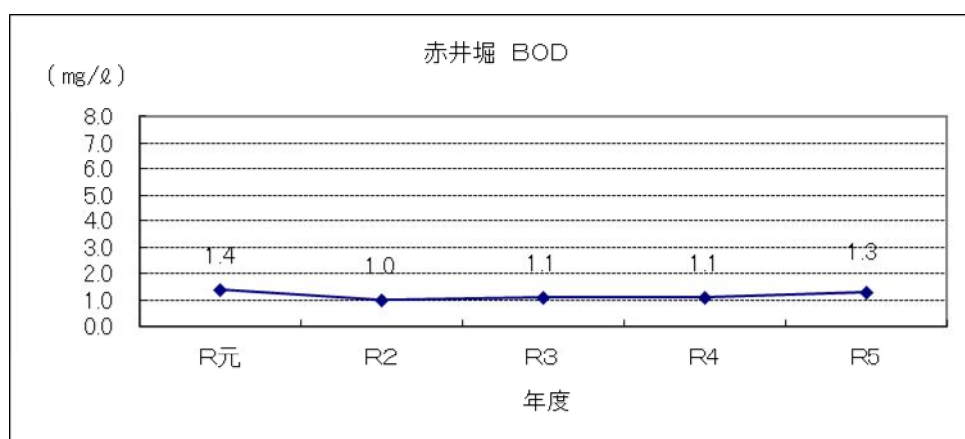
C類型環境基準（5 mg/l以下）



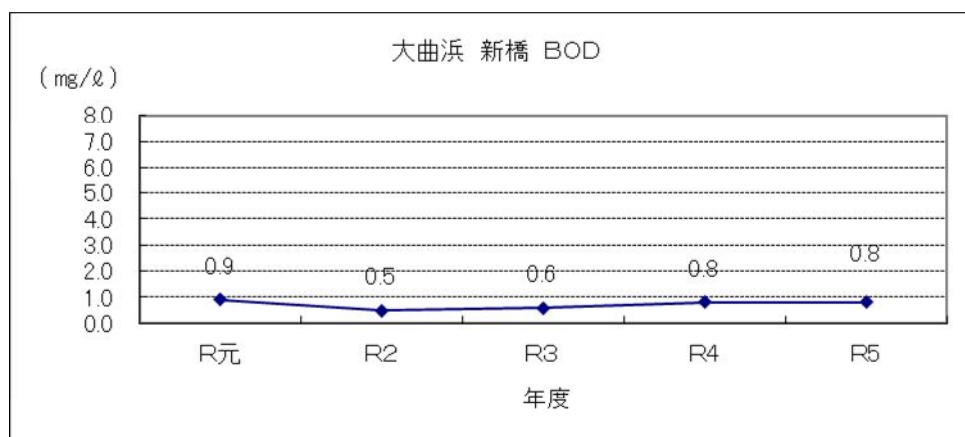
C類型環境基準（5 mg/l以下）



C類型環境基準 (5 mg/l以下)



類型指定なし



類型指定なし

(3) 生活排水測定データ

○矢本地区生活排水水質検査 [採水日：令和5年10月31日]

検査場所	pH	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	油分 (mg/ℓ)	透視度
コミセン裏農業排水	7.2	0.7	14	1 未満	19
渋抜排水路	7.3	1.2	17	1 未満	13
鉄工団地	7.4	4.6	12	1 未満	30 以上
貝田排水路	7.7	0.9	5	1 未満	30 以上
南区排水路	7.1	1.1	6	1 未満	30 以上
上小松地区（排水路）	7.5	1.2	3	1 未満	30 以上
赤井柳上区（排水路）	7.0	2.0	28	1 未満	11
関の内農業用水	7.6	0.6	4	1 未満	30 以上
関の内生活排水	9.8	6.9	11	1 未満	30 以上
立沼住宅付近農業排水	7.5	1.3	10	1 未満	17
浜須賀橋	7.1	0.9	10	1 未満	20

○鳴瀬地区生活排水水質検査 [採水日：令和5年10月31日]

検査場所	pH	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	油分 (mg/ℓ)	透視度
里浜	7.4	6.5	10	1 未満	30 以上
中下	7.6	2.5	3	1 未満	30 以上
大塚地区駅前排水路	7.6	14	12	1 未満	30 以上
浅井排水機場	7.6	0.7	1 未満	1 未満	30 以上
浜市排水機場	7.2	0.8	8	1 未満	18
田町長堀	7.7	6.0	13	1 未満	30 以上
ひびき工業団地	7.4	8.5	16	1 未満	30 以上

(4) 公共用水域河川水水質検査健康項目

・定川・吉田川・鳴瀬川（人の健康の保護に関する環境基準項目）

人の健康の保護に関する環境基準		採水場所・採水月日		
		定川河口（定川）	ひびき工業団地 前（吉田川）	鳴瀬大橋 （鳴瀬川）
項 目	環境基準値	R5.8.24	R5.8.24	R5.8.24
カドミウム(Cd)	0.003mg/L 以下	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
全シアン(CN)	検出されないこと	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
鉛	0.01 mg/L 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
六価クロム(CrVI)	0.02 mg/L 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
砒素 (As)	0.01 mg/L 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
全水銀(T-Hg)	0.0005 mg/L 以下	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
アルキル水銀(R-Hg)	検出されないこと	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
P C B	検出されないこと	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
ジクロロメタン	0.002mg/L 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
四塩化炭素	0.0002mg/L 以下	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
1,2-ジクロロメタン	0.0004mg/L 以下	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
1,1,1-トリクロロエタン(MC)	1mg/L 以下	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満
トリクロロエチレン(TCM)	0.01 mg/L 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
テトラクロロエチレン(PCE)	0.01mg/L 以下	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
1,3-ジクロロプロペン	0.0002mg/L 以下	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
チウラム	0.006mg/L 以下	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満
シマジン	0.003mg/L 以下	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
ベンゼン	0.01mg/L 以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
セレン	0.02mg/L 以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	0.30	0.48	0.36
ふっ素	0.8 mg/L 以下	0.18	0.08 未満	0.08 未満
ほう素(B)	1 mg/L 以下	0.44	0.04	0.04
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満

（注）環境基準値で「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 環境基準

1. 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準は、昭和48年5月に「大気汚染に係る環境基準について」が定められ、その後、昭和53年7月に「二酸化窒素に係る環境基準について」、平成9年2月に「トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準について」が定められています。

項 目	環 境 基 準
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

備考 1.浮遊粒子物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいいます。

2.光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質をいいます。

2. 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境上の条件について人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準は、昭和46年12月に「水質汚濁に係る環境基準について」が定められています。

「人の健康の保護に関する環境基準」は、平成5年3月に鉛、砒素の基準強化と有機塩素系化合物等15項目が追加され、また、農薬など25項目が要監視項目となりました。平成11年2月には、ふっ素など3項目が要監視項目から環境基準項目に移行しました。

水質汚濁に係る環境基準の水域類型は、昭和47年4月に定川水域・鳴瀬川水域と石巻地先海域が昭和48年5月には吉田川水域とその他の地先海域として松島湾がそれぞれ指定されています。

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カ ド ミ ウ ム	0.003 mg/l以下
全 シ ア ン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/l以下
六 価 ク ロ ム	0.02 mg/l以下
砒 素	0.01 mg/l以下
総 水 銀	0.0005 mg/l以下
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 mg/l以下
四 塩 化 炭 素	0.002 mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l以下
チ ウ ラ ム	0.006 mg/l以下
シ マ ジ ン	0.003 mg/l以下
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02 mg/l以下
ベ ン ゼ ン	0.01 mg/l以下
セ レ ン	0.01 mg/l以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l以下
ふ つ 素	0.8 mg/l以下
ほ う 素	1 mg/l以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下

- 備考 1.基準値は年間平均値とします。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とします。
- 2.「検出されないこと」とは、測定値方法の定量限界を下回ることをいいます。
- 3..海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しません。
- 4.硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオン濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とします。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

① 河 川（湖沼を除く）

ア

項目 類型	利用目的の適用性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境 保全及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以 下	25 mg/ℓ 以 下	7.5 mg/ℓ 以 上	20CFU ／100mℓ 以 下
A	水道2級、水産1級 水浴、及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/ℓ 以 下	25 mg/ℓ 以 下	7.5 mg/ℓ 以 上	300 CFU ／100 mℓ 以 下
B	水道3級、水産2級及 びC以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以 下	25 mg/ℓ 以 下	5 mg/ℓ 以 上	1,000 CFU ／100 mℓ 以 下
C	水産3級、工業用水1 級及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ 以 下	50 mg/ℓ 以 下	5 mg/ℓ 以 上	——
D	工業用水2級、農業用 水及びEの欄に掲げ るもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ 以 下	100 mg/ℓ 以 下	2 mg/ℓ 以 上	——
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/ℓ 以 下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/ℓ 以 上	——
備考						
1 基準値は日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L以下とする（湖沼もこれに準ずる。）。 3 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としてると地点を除く。については、大腸菌数 100 CFU／100 mℓ以下とする。）。 4 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼もこれに準ずる。）。						

※大腸菌群数（MPN/100mL）は、令和4年4月から大腸菌数（CFU/100mL）に変更された（湖沼、海域もこれに準ずる。）

（注）1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β一中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下	0.001mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下	0.006mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下	0.002mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下	0.002mg/ℓ 以下	0.04mg/ℓ 以下
備考 1 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。				

※ノニルフェノールは平成 24 年 8 月から基準に追加された。

※LAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）は平成 25 年 3 月から基準に追加された

② 海 域

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	300CFU /100mℓ 以下	検出されないこと
B	水産 2 級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	——	検出されないこと
C	環 境 保 全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	——	——
備考：自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100mL以下とする。						

(注) 1.自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2.水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3.環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度。

イ

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く。）	0.2 mg/ℓ以下	0.02 mg/ℓ以下
Ⅱ	水産Ⅰ種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く。）	0.3 mg/ℓ以下	0.03 mg/ℓ以下
Ⅲ	水産２種及びⅣの欄に掲げるもの（水産３種を除く。）	0.6 mg/ℓ以下	0.05 mg/ℓ以下
Ⅳ	水産３種、工業用水 生物生息環境保全	1 mg/ℓ以下	0.09 mg/ℓ以下
備考 1.基準値は、年間平均値とする。 2.水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

（注）1.自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2.水産１種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産２種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産３種：汚濁に強い特定の水産生物が漁獲される

3.生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全重鉛	ノニルフェノール	LAS
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/ℓ 以下	0.001mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場） 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な 水域	0.01mg/ℓ 以下	0.0007mg/ℓ 以下	0.006mg/ℓ 以下

※ノニルフェノールは平成 24 年 8 月から基準に追加された。

※LAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）は平成 25 年 3 月から基準に追加された

エ

項目 類型	水生生物の生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生育段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/l以上
生物 2	生育段階において貧酸素耐性の低い場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/l以上
生物 3	生育段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/l以上
備考		
1 基準値は、日間平均値とする。		
2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバトン採水器を用いる。		

※底層溶存酸素量は平成 28 年 3 月から基準に追加された。

(3) 環境基準の水域類型指定

① 河 川

水域の 名 称	水 域 の 範 囲	該当 類型	達成 期間	基 準 点	備考 (起算日)
定 川 水 域	定川全域	C	イ	定川大橋	昭和 47 年 4 月 28 日 宮城県告示第 373 号
鳴瀬川 水 域	鳴瀬川上流 (筒砂子川合流点より上流 (流入する支川を含む))	AA	イ	筒砂子橋	
	鳴瀬川中流 (筒砂子川合流点から大崎 市鹿島台木間塚地内大崎市上水道取 水点まで (流入する支川を含む))	A	イ	感恩橋 (南郷)	
	鳴瀬川下流 (大崎市鹿島台木間塚地内 大崎市上水道取水点より下流)	B	イ	小野橋	
吉田川 水 域	吉田川上流 (魚板橋から上流 (流入す る支川を含む))	A	イ	魚板橋	昭和 48 年 5 月 29 日 宮城県告示第 548 号
	吉田川下流 (魚板橋から下流 (流入す る支川を含む))	B	ロ	善川橋 二子屋橋 (鹿島台)	

② 海 域

水域の 名 称	水 域 の 範 囲	該当 類型	達成 期間	基 準 点	備考 (起算日)
石巻地 先海域	石巻地先海域丙 東松島市宮戸字椎山 4 番地萱野崎 から石巻市尾崎に至る陸岸の地先海 域で石巻地先海域甲及び石巻地先海 域乙に係る部分を除いたもの	A	イ	万石橋、渡波海水浴場距 岸 500m、大曲浜距岸 2500m、雲雀野海岸防 潮堤沖 2500m、鳴瀬川 河口距岸 2000m	昭和 47 年 4 月 28 日 宮城県告示 第 373 号
その他 の地先 海 域	その他の全地先海域 気仙沼市唐桑町大沢 (岩手県境) か ら亘理郡山元町坂元字浜 (福島県境) までの海岸線の地先海域で気仙沼湾 乙及び丙、志津川湾甲及び乙、鮎川湾 甲及び乙、女川湾甲、乙及び丙、石巻 地先海域甲、乙及び丙、松島湾甲、乙 及び丙、仙台湾地先海域甲、乙及び丙 並びに二の倉地先海域甲、乙及び丙に 係る部分を除いたもの	A	イ	荒浜、磯浜、小田の 浜、伊勢浜、大谷、 袖浜、雄勝地先、荻 浜地先、大沢地先、 十三浜	昭和 48 年 5 月 29 日 宮城県告示 第 548 号

備考 1. 該当類型の欄の各記号の意義は、水質汚濁に係る環境基準について (昭和 46 年環境庁告示第 59 号) 別表 2 の記号の例によります。

2. 達成期間の欄の記号「イ」は、「直ちに達成」・記号「ロ」は「5 年以内で可及びすみやかに達成」の意義です。

3. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1ℓにつき 0.003mg 以下であり、かつ、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。
砒素	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1ℓにつき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
ジクロロメタン	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.04mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.06mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1ℓにつき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1ℓにつき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1ℓにつき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1ℓにつき 0.05mg 以下であること。

(注)

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の基準のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃

度がそれぞれ地下水 1ℓにつき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1Lにつき 0.009mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

- 3 「検液中に検出されないこと」とは、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機リン（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
- 5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 k 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 k 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

4. 土壌の汚染に係る環境基準

土壌汚染については、「環境基本法」に基づく「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）により、環境基準が次のように定められています。

項 目	環 境 基 準
カドミウム	0.01 mg/ℓ以下 (かつ農用地においては米 1kg に つき 0.4mg 以下であること)
全シアン	検出されないこと
有機燐	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ℓ以下
六価クロム	0.02 mg/ℓ以下
砒素	0.01 mg/ℓ以下 (農用地(田に限る)においては土 壌 1kg につき 15mg 未満であること)
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
銅	(農用地(田に限る)において土壌 1kg につき 125mg 未満であること)
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下
チウラム	0.006 mg/ℓ以下
シマジン	0.003 mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下
セレン	0.01 mg/ℓ以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ以下
ほう素	1 mg/ℓ以下
備考	
1. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀・ふっ素およびほう素セレンに係る環境上の条件のうち、検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1ℓにつき 0.01mg, 0.01mg, 0.05mg, 0.01mg, 0.0005mg・0.8 m・0.01mg・0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.03mg, 0.03mg, 0.15mg, 0.03mg, 0.0015mg, 0.03mg, 2.4mg および 3mg とします。	
2. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいいます。	

5. 騒音に係る環境基準

(1) 道路に面する地域以外の地域

地域の類型	基準値		地 域
	昼 間	夜 間	
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	第1種低層住宅専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
B			第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

注 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とします。

(2) 道路に面する地域

地 域 の 区 分	基準値	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表に基準値の欄に掲げるとおりとします。

基準値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下）によることができる。

(3) 航空機騒音

地域の類型	基準値
I	L den 57 デシベル以下
II	L den 62 デシベル以下

航空自衛隊松島基地（昭和 51 年 12 月 28 日）告示第 1193 号
平成 25 年 3 月 29 日 宮城県告示第 265 号（一部改正 II）

地 域	地域の類型
基点 (A) 点 石巻市中浦一丁目地内 北緯 38 度 25 分 49.2 秒東経 141 度 16 分 10.3 秒 補助点 (イ) 点 北緯 38 度 25 分 10.5 秒東経 141 度 16 分 6.4 秒 (ロ) 点 北緯 38 度 25 分 49.8 秒東経 141 度 15 分 58.5 秒 (ハ) 点 北緯 38 度 24 分 4.1 秒東経 141 度 11 分 15.9 秒 (ニ) 点 北緯 38 度 23 分 45.38 秒東経 141 度 10 分 27.87 秒 (ホ) 点 北緯 38 度 23 分 14.12 秒東経 141 度 10 分 13.87 秒 (ヘ) 点 北緯 38 度 22 分 41.7 秒東経 141 度 10 分 30.8 秒 以上の (イ) 点から (A) 点を直線で結んだ線、(A) 点から (ロ) 点までの国道 398 号の上り車線道路端の線、(ロ) 点から (ハ) 点までの国道 45 号の上り車線道路端の線、(ハ) 点から (ニ) 点までの仙石線軌道、(ニ) 点から (ホ) 点を直線で結んだ線、(ホ) 点から (ヘ) 点までの鳴瀬川左岸及び水際線に囲まれた地域のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域並びに航空自衛隊松島基地の敷地を除いた地域	II

4. 用語の説明

《 数字・アルファベット 》

3 R

リデュース (Reduce) : 廃棄物等の発生抑制、リユース (Reuse) : 再使用、リサイクル (Recycle) : 再生利用の 3 つの頭文字をとったもの。循環型社会を構築していくためには、まず廃棄物等の発生抑制、そして再利用、次に再生利用の順で取り組むことが重要です。

BOD

生物化学的酸素要求量 (Biochemical Oxygen Demand)。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。値が大きいほど水質汚濁の度合いが高い。

COD

化学的酸素要求量 (Chemical Oxygen Demand)。水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの。値が大きいほど水質汚濁の度合いが高い。

L den

L den (時間帯補正等価騒音レベル) とは、個々の航空機騒音の騒音レベルに夕方 (19 時から 22 時) は 5 デシベル、深夜 (22 時から翌 7 時) には 10 デシベルの時間帯補正を加えて算出する評価指標で、単位はデシベル。平成 26 年 4 月から新たに航空機騒音に係る環境基準の評価指標となった。

PCB

ポリ塩化ビフェニル : コンデンサーなど電気機器の絶縁油に使われてきたが、カネミ油症事件によって毒性が明らかになり、製造・輸入が禁止された。

PM_{2.5}

→「微小粒子状物質」参照

SS

浮遊物質（Suspended Solids）。水中に懸濁している物質の総称。コロイド粒子から大きな懸濁物までの種々の形態で存在するが、通常は浮遊物質の測定方法によって測定されたものをいう。

《 あ 行 》

赤潮

海域や汽水域において、主に植物プランクトン（鞭毛藻類、珪藻類）などの大量発生により、海水が赤色又は茶褐色になる現象。魚の大量死などを招くことがある。

悪臭

悪臭による公害は、その不快なおいにより生活環境を損ない、主に感覚的・心理的な被害を与えるものであり、感覚公害という特性から住民の苦情や陳情と言う形で顕著化し、汚染物質等の蓄積はないものの、意外なほど広範囲に被害が広がることも少なくない。

悪臭の大部分は、低濃度・多成分の臭気物質からなっており、これらが複合して住民の嗅覚に作用し苦情となることが多い。しかし、嗅覚には個人差があり、その感度は年齢、性格、健康状態、喫煙の習慣などによっても影響される。このため、特定の人には悪臭として感じられるが、他の人は感じないといったことがでてくる。また、臭覚は風等に運ばれ、広範囲に拡散することがあるため、発生源の特定を難しくしている場合も少なくない。

アスベスト（石綿）

天然にできた鉱物繊維で、熱や摩擦に強く、酸やアルカリにも強いなど、丈夫で変化しにくいという特性を持っている。そのため、吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、潜在期間を経て、肺がんなどの病気を引き起こすおそれがある。労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られている。

一酸化炭素（CO）

燃料等の不完全燃焼により生じ、自動車が主な発生源とされている。一酸化炭素（CO）は、血液のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害するなど健康を及ぼすほか、温室効果のあるメタン（CH₄）の寿命を長くする。環境基準が設定されているほか、大気汚染防止法に基づき自動車排ガスの中の一酸化炭素の排出量について許容限度が定められ、規制が行われている。

一般廃棄物

家庭から生じた可燃ごみなどの廃棄物と事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外のもの（事業所・商店等から生じた紙ごみ、飲食店から生じた生ごみなど）をいう。一般廃棄物の処理は、市町村が処理計画を定めて実施する。

エコタウン

地域の課題解決や価値向上の手段として再生可能エネルギーを利用し、災害時でも利用可能な自立・分散型エネルギーシステムや地域での利益循環の仕組みが成立しているまちのこと。

オゾン層

地上から約 20～40km の上空にある比較的オゾン濃度の高い大気層のこと。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割がある。オゾンホールは、南極上空のオゾン量が極端に少なくなる現象で、オゾン層に穴の空いたような状態であることからその名が付けられた。南半球の冬季から春季にあたる 8～9 月ごろ発生、急速に発達し、11～12 月ごろに消滅するという季節変化をしている。1980 年初めからこのような現象が観測されている。

温室効果ガス

GHG（Greenhouse Gas）ともいう。

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体のこと。京都議定書では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）の 6 物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

《 か 行 》

カーボン・オフセット

直接的な施策によって削減できない二酸化炭素（carbon dioxide：カーボンダイオキサイド）の排出分を、森林吸収源対策やクリーンエネルギーなどの事業に投資することなどによる削減分と相殺（オフセット）する仕組みのこと。

外来種

人の活動によって本来の分布域の外の国や地域の導入（移動）された生物種のこと。このうち、外来種の中でも、生態系や農林系や農林水産業、または人の健康に大きな被害を及ぼすもののことを「侵略的外来種」という。

化学的酸素要求量（COD）

→「COD」参照

化石燃料

原油、天然ガス、石炭やこれらの加工品であるガソリン、灯油、軽油、重油、コークスなどをいう。一般的に石油、天然ガスは微生物、石炭は沼や湖に堆積した植物が、長い年月をかけて地中の熱や圧力などの作用を受けて生成したといわれている。燃焼により、地球温暖化の主要な原因物質である二酸化炭素（CO₂）を発生する。

環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定める環境の基準。

環境基本法

日本の環境施策の土台となる法で環境問題に対処する総合的な施策を進めるための理念。国・地方自治体・事業者・国民の責務、環境保全施策の基本事項などを定めている。1993（平成5）年成立。

環境配慮行動

環境に配慮した生活行動、購入行動、交通行動、環境保全活動への参加などのことをいう。

環境負荷

人が環境に与える負荷のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。「環境基本法」では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう」としている。

京都議定書

1997（平成9）年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回条約国会議（COP3）において採択された、拘束力を有する法的文書。2000（平成12）年以降の先進国の地球温暖化対策として、法的拘束力のある数値目標が決定され、具体的に削減対象ガス（二酸化炭素、一酸化二窒素、代替フロン等）と1990（平成2）年比の削減目標（先進国全体で5.2%、日本は6%、欧州は8%削減など）、達成期間（2008（平成20）年から2012（平成24）年の間）を定めている。国際的に協調して目標を達成するための仕組みとして、排出量取引、クリーン開発メカニズム（CDM：開発途上国への支援により、温室

効果ガス排出量の削減につながった場合、結果を支援元の排出削減分の一部に充当できる制度)などの新たな仕組みが合意され、これらを総称して京都メカニズムという。2005(平成 17) 年 2 月に発効。

2012(平成 24) 年 12 月に開催された気候変動枠組条約第 18 回条約国会議で 2013(平成 25) 年から 2020(令和 2) 年を第二約束期間とした京都議定書の延長が定められた。日本は国別目標値の設定には参加しないこととしたが、京都議定書から離脱した訳ではなく、排出量報告、国際的な削減の取組に対する協力などを引き続き進めている。

グリーン購入

企業や国・地方公共団体が商品の調達や工事発注などに際し、できるだけ環境負荷の少ない商品や方法を積極的に選択するやり方。グリーン購入を率先して実施する企業や自治体などで構成する「グリーン購入ネットワーク」がガイドラインなどを示している。

公害

環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の低質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)、及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生じること(環境基本法)。平成 24 年 9 月 19 日に環境基本法が改定施行され、これまで適用除外とされていた放射性物質を公害物質と位置付けることとなった。

光化学オキシダント

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物(NO_x)や揮発性有機化合物(VOC)などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与える。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の目的で用いられる水域及びこれらに接続する公共溝渠(主に排水や給水のための溝状の水路)、かんがい用水路その他公共の目的で用いられる水路(水質汚濁防止法)。下水を処理する終末処理場を設置している下水道は、公共用水域に含まれない。したがって、終末処理場に接続していない分流式下水道の雨水管や都市下水路は公共用水域である。

コミュニティプラント

下水道区域以外の住宅団地等から排出されるし尿と生活排水雑排水を集合処理するために市町村が設置・管理する地域し尿処理施設のこと。

《 さ 行 》

最終処分

廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分される。最終処分は埋立が原則とされており、大部分が埋立により処分されている。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型最終処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場（「管理型最終処分場と同様の構造」とに分類される。これらは埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められている。

再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーの総称。比較的短期的に再生が可能であり、資源が枯渇しないため、地球環境への負荷が少ないエネルギーと言われている。エネルギーと言われている。エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律では、再生可能エネルギー源として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存在する熱、バイオマスと規定している。

産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される廃棄物で、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類をいう。また、特定の事業活動によって排出される場合に産業廃棄物と分類される廃棄物（紙くず、木くず、動植物のふん尿など）がある。

酸性雨

二酸化硫黄（ SO_2 ）や窒素酸化物（ NO_x ）などを起源とする酸性物質が溶け込み、雨などが通常より強い酸性を示すもの。河川や湖沼、土壌を酸性化して生態系に悪影響を与えるほか、コンクリートを溶かしたり、金属に錆を発生させたりして建造物や文化財に被害を与える。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

省エネルギー

石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。我が国では、省エネ法に基づき、省エネルギーの推進に努めている。

浄化槽

水洗便所排水と生活雑排水をあわせて処理する合併処理のことである。なお、水洗便所排水のみを処理するものは単独処理浄化槽（みなし浄化槽）であり、その設置は平成12年に禁止されている。既に設置されている単独処理浄化槽を使用することについては、特に罰則はないが、よりよい水環境を残していくためには、地域全体で単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換していくことが必要である。

新エネルギー

再生可能エネルギーのうち、技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面で制約から普及が十分でないもので、非化石エネルギーの導入を図るために必要なもの。現時点で今後、普及すべき段階にある「太陽光発電」や「太陽熱利用」、「雪氷熱利用」などが「新エネルギー」とされている。（「再生可能エネルギー」欄参照。）

振動

固体や流体が揺れ動く物理現象のことで、地盤や構造物に何らかの力が作用したときなどに生じる周期的な位置変化の現象である。公害とされる振動については、工場や事務所の振動、建設作業振動、自動車や鉄道による交通振動などが挙げられる。

水質汚濁

人間の生活様式の変化や産業の発達により、有機物や有害物質が河川、湖沼、海洋等に排出され水質が汚濁すること。発生源は、生活排水、工場排水の他、農業・牧畜排水、大気汚染の降雨による水質汚染などがある。

生活排水

台所、トイレ、風呂、洗濯などの日常生活からの排水のこと。このうち、トイレの排水（し尿）を除いたものを生活雑排水という。汚濁負荷（BOD）として、し尿は全体の約 30%であり、台所からの排水が約 40%、風呂からの排水が約 20%、洗濯からの排水その他が約 10%の負荷割合である。

生態系

自然界に存在するすべての種は、戸々が独立して存在しているのではなく、食うもの食われるものとして食物連鎖に組み込まれ、相互に影響しあって自然界のバランスを維持している。これらの種に加えて、それを支配している気象、土壌、地形などの環境も含めて生態系と呼ぶ。互いに関連を持ちながら安全が保たれている生物界のバランスは、ひとつが乱れるとその影響が全体に及ぶだけでなく、場合によっては回復不能なほど打撃を受けることもある。

生物化学的酸素要求量

→「BOD」参照

騒音

人が聞こえる音のうち、聞き手が不快と感じる音のこと。公害騒音としては、工場や事業所の騒音、建築作業騒音、自動車や鉄道による交通騒音、飲食店などの深夜営業による騒音、商業宣伝などの拡声騒音などが挙げられる。

《 た 行 》

ダイオキシン

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、及びコブラナーポリ塩化ビフェニル（コブラナーPCB）の総称。通常、大気、水質、土壌などの環境中に極微量に存在する。人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、平成 12 年 1 月「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、廃棄物焼却炉などからの排出抑制が行われている。

大気汚染

自然または人工的に作り出された有害物質によって大気汚染されること。

太陽光発電システム

太陽光のエネルギーを直接的に電力に変換するシステムのこと。太陽光を電気（直流）

に変えるシステムのこと。太陽光を電気（直流）に変える太陽光電池と、その電気を直流から交流に変えるインバータなどで構成されている。現在、日本で多く利用されている住宅用の太陽光発電システムでは、電力会社と電気の売買をする系統連系型と、バッテリーに発電した電気をためながら自ら使う独立系型の二つのシステムに別かれている。

地球温暖化

大気中のCO₂等の温室効果ガスが人間の経済活動などに伴って増加する一方、森林の破壊などによってCO₂の吸収量が減少することにより、地球全体の気温が上昇する現象のこと。

中間処理

廃棄物を燃やしたり、破碎・選別したりしてできるだけ小さく、軽くし、最終処分場に埋立てた後も環境に悪影響を与えないようにする処理工程。鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別・回収して、有効利用する役割もある。

低炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO₂）の排出を、経済発展を妨げることなく、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などによって実現を目指す。

土壌汚染

特定有害物質による土壌の汚染。土壌汚染対策法では、特定有害物質として、鉛、砒素、トリクロロエチレンなどが指定されている。

《 な 行 》

鉛

重金属。鉛蓄電池、鉛管、ガソリン添加剤など用途が広い。生体への蓄積性があり、慢性中毒を引き起こす。

二酸化硫黄

硫黄と酸素の化合物で、工場や火力発電所で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が二酸化硫黄となり排出ガス中に含まれ大気汚染の原因となる。二酸化硫黄は人の健康に影響を及ぼす他、酸性雨の原因物質である。このため、環境基本法に

に基づき、人の健康の保護の見地から、環境基準が定められている。また、大気汚染防止法で二酸化硫黄を含めた硫黄酸化物についてK値規制（地域と煙突の高さに応じて排出が許容される量を定める規制）や総量規制などを実施している。

二酸化炭素

温室効果ガスの一つ。炭酸ガスともいう。無色、無臭の安定な気体で水に溶ける。二酸化炭素は自然界にも存在しているが、特に化石燃料などの消費拡大に伴い、大気中に排出される量が増加している。代表的な温室効果ガスであり、我が国の温室効果ガス総排出量の9割以上を占めている。

二酸化窒素

二酸化窒素（NO₂）は、窒素酸化物（NO_x）の一種で、1個の窒素原子（N）と2個の酸素原子（O）が結合して生成される赤褐色の空気より重い気体。一酸化窒素と二酸化窒素を合わせて窒素酸化物と呼ぶ。窒素酸化物によって汚染された空気を吸い続けると、人の健康に悪影響を与える恐れがある。濃度によって影響は異なるが、低い濃度の二酸化窒素を長い間吸った場合は、せきやたんが出やすくなるなど呼吸器に影響を生じ、高い濃度になると数時間のうちに鼻や喉更には胸が痛み、呼吸が困難になることもある。このため、環境基本法に基づき、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、二酸化窒素に係る環境基準が定められ、大気汚染防止法等に基づき対策が進められている。

《 は 行 》

ばい煙

大気汚染防止法では、燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん（ボイラーや電気炉等から発生するすすや個体粒子）及び物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物質のうち、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化ケイ素、鉛及びその化合物並びに窒素酸化物を総称している。

ばい煙については、大気汚染防止法による排出基準が定められている。

バイオマス

生物資源を表す概念で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマス、未利用バイオマス、資源作物に分類される。再生可能で、カーボンニュートラルな資源と言われている。

廃棄物

占有者が、自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要となったもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいい、産業廃棄物と一般廃棄物に分類される。工場からの排ガスや自動車の排出ガスなどの気体状のものは、廃棄物に該当しない。

なお、ある特定のものが廃棄物に当たるかどうかは、取引価格の有無、占有者の意思、その性状などを総合的に勘案して判断される。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が2.5マイクロメートル以下の小さな粒子状物質のこと。呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念されており、中央環境審議会における審議を経て、2009（平成21）年9月、PM_{2.5}に係る環境基準が告示された。

砒素

重金属。鉱山、製薬、半導体工業などに用いる。生体への蓄積性があり、慢性中毒を引き起こす。肝臓障害、皮膚沈着、皮膚がんなどを発症する。

不適正処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に規定する保管基準や処理基準に合致しない方法により、廃棄物も処理をすること。

不法焼却

廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に規定する構造基準及び処理基準に合致しない方法により、廃棄物を燃やすこと。

不法投棄

みだりに廃棄物を捨てること。

プラスチック資源循環促進法

正式名称は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」。海洋プラスチックごみ問題を契機として、プラスチック資源循環を促進するために策定された法律で、従来の個別リサイクル法と異なり、プラスチックという素材に着目ういて策定されたところが大きな特徴。

プラスチック製品の設計から廃棄処理に至るまで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進するための措置を盛

り込んでいる。

フロン類

フルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）の総称であり、フロン回収・破壊法（平成 13 年法律 64 号）では、クロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロフルオロカーボン（HCFC）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）をフロン類としている。フロン類は、冷媒、発泡剤、洗浄剤等として使用されるが、温室効果を持つとともにオゾン層を破壊する原因物質でもある。現在はオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」により、国際的に生産棟の規制がなされている。

粉じん

大気中に浮遊する個体の粒子の総称。大気汚染防止法では粉じんは「物の破砕や選別などの機械的处理・堆積に伴い発生し、または飛散する物質」と定義され、燃焼、化学反応などで生じる「ばいじん」と区別される。なお、粉じんのうち、人の健康に被害を生ずるおそれのあるもので、大気汚染防止法施行令により指定されたものを「特定粉じん」（現在、石綿（アスベスト）を指定）という。また、特定粉じん以外の粉じんを「一般粉じん」という。

《 ま 行 》

モニタリング調査

環境の状況について監視したり、事業等による環境への影響を追跡したりするために、行う観測や調査のこと。環境監視ともいう。

モニタリングポスト

放射線を定期的に、又は連続的に監視測定することをモニタリングといい、福島原発事故以前は原子力発電所等の周辺で、福島原発事故後は県内各地でモニタリングを行うために設置された装置をモニタリングポストという。環境の放射線量率の測定は、通常ガンマ線を対象に行われ、検出器としてガンマ線に感度のよい蛍光作用を利用した「シンチレーション検出器」や電離作用を利用した「電離箱式検出器」がよく用いられる。

《 や 行 》

有害物質

人の健康に害を及ぼす可能性のある物質を指し、大気汚染防止法や水質汚濁防止法な

どでそれぞれ定義されている。大気汚染防止法では、「物の焼却、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、ふっ化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるもの」に対して排出基準が設けられているほか、継続的な摂取が健康を損なうおそれのある物質を「有害大気汚染物質」として、対策の推進が規定されている。水質汚濁防止法では、「カドミウムその他の人の健康に被害を生ずるおそれのある物質で政令で定めるもの」を「有害物質」とし、特定施設を有する事業場に対する排水基準が定められている。土壌汚染対策法では、「鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるもの」として政令で定めるものを「特定有害物質」として、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握や人の健康に係る被害の防止に関する措置等が定められている。

容器包装リサイクル法

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」。一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたもの。

《 行 》

ラムサール条約

正式名称は「特に水鳥の生育地として国際的に重要な湿地に関する条約」。1971（昭和46）年に採択、1975（昭和50）年に発効し、日本は1980（昭和55）年に加入した。国際的に重要な湿地及びそこに生息、生育する動植物の保全と賢明な利用を推進することを目的としている。2021（令和3）年11月現在、わが国では53か所の湿地が登録されている。

冷媒

冷蔵庫やエアコンの冷却剤として使われる物質。代表的な冷媒としてフロンがあるが、オゾン層破壊と地球温暖化防止の観点から脱フロン化が進められている。

レッドデータブック

日本に生息又は生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種について、生息状況や減少要因を取りまとめたもの。RDBと略される。

レッドリスト

日本に生息又は生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を科学的・客観的に評価し、その結果をリストにまとめたもの。

令和6年版 東松島市のかんきょう

「東松島市環境白書」

発 行 令和7年 3月

編 集 宮城県東松島市矢本字上河戸36番地1

東松島市 市民生活部 市民生活課

TEL : 0225-82-1111

FAX : 0225-82-1846

Eメール : kankyou@city.higashimatsushima.miyagi.jp

ホームページアドレス

<https://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/>

